

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 58 番	
具体的施策	有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底を要請します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省老健局高齢者支援課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	-
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、平成 22 年度内に都道府県等へ指導の徹底を図る内容の通知を発出する。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の内容については、「未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査(第 2 回)の結果等について」(平成 23 年 1 月 20 日付け老高発 0120 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)を発出し、その中で指導の徹底を要請した。 ・消費者委員会より建議(「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議について」(平成 22 年 12 月 17 日府消委第 274 号))を受け、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(平成 23 年 2 月 22 日開催)において、前払金の指導の徹底について周知を図った。 ・平成 23 年 3 月 11 日に閣議決定された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」の中で、有料老人ホーム等における利用者保護規定を盛り込んだ。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査等について」(平成 23 年 1 月 20 日付け老高発 0120 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)の中で、各都道府県に対し施策内容に係る指導の徹底を要請し、工程表に従った取組を実施することができた。 ・消費者委員会より建議(「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議について」(平成 22 年 12 月 17 日府消委第 274 号))を受け、その中で前払金が必要となる有料老人ホームの契約において、短期解約制度(90 日ルール)や前払金の保全措置が遵守されていないことが指摘されたため、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(平成 23 年 2 月 22 日開催)において指導の徹底について周知を図った。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月 11 日に閣議決定された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」の中では、有料老人ホームにおける金品の受領内容制限規定及び入居後一定期間内の返還義務に関する規定を盛り込み、利用者保護の充実を図ることを目的とする。
今後の取組方針(平成 23 年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・その後の状況を踏まえ、平成 23 年度以降も必要に応じて都道府県等に対して指導の要請を行うこととする。

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 58 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 59 番	
具体的施策	インターネットを通じた取引の増加や多様化する旅行者ニーズ等に適切に対応するとともに、宣伝や契約とそぐわない宿泊施設、ダブルブッキング、業者倒産による予納金のこげつき等の消費者被害を未然に防止するため、事業者への指導や啓発パンフレットの作成等による消費者への情報提供の充実等を図ります。
担当省庁等	国土交通省(観光庁)
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省観光庁観光産業課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	旅行業法第1条等
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・継続的に実施する。 〔参考指標〕 立入検査等の件数
平成22年度の具体的施策の実施状況	・旅行者に旅行業法の違反があった場合は、行政指導や行政処分を行うとともに、ホームページにおいて、消費者に分かりやすいように旅行者の処分内容等を公表した。 ・また、地方運輸局と連携して立入検査を実施し、旅行業法の適正な執行を図った。 ・さらに、海外旅行保険の加入促進のため、旅行業協会と協力して広告を作成し、消費者に対する普及・啓発を行った。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1.平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・旅行者に対しては、立入検査等により、旅行業法の適正な執行を図るとともに、旅行者の処分内容等のホームページにおける公表や広告による海外旅行保険の加入の普及・啓発など、消費者に対する情報提供の充実を図ることができた。 2.過去の実績との比較を踏まえた評価 3.上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・上記の取組を引き続き実施していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 59 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 60 番	
具体的施策	<p>未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締までを一貫してかつ迅速に行う体制を構築して、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、警察等関係行政機関との情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>
担当省庁等	消費者庁、警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施・引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、警察庁刑事局捜査第二課、金融庁監督局証券課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1．平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」の取りまとめに盛り込まれた施策を着実に実施し、消費者委員会に適宜報告。 <p>2．上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締り及び注意喚起・普及啓発を強化。 ・被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方について検討。 <p>〔参考指標〕 情報集約・共有件数、悪質な業者への法執行件数、注意喚起・普及啓発の実施状況、制度の運用・整備の在り方の検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>以下の施策を実施し、平成 22 年 6 月 25 日及び 11 月 26 日の 2 回にわたり、消費者委員会へ報告。</p> <p style="text-align: center;"><u>情報集約・共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PI0-NET への早期入力を消費生活センターに要請。 ・日本証券業協会から消費者庁等に対し、50 回にわたり、同協会未公開株通報専用コールセンターに寄せられた相談情報を提供。 ・上記の情報を基に国民生活センターで事業者の名寄せを実施。8 回にわたり、警察庁、金融庁に約 3,200 事業者分の名寄せ情報を提供。 ・警察庁において、「資産形成事犯対策ワーキングチーム」(第 2 回)を開催し、金融庁等関係行政機関と情報を共有(平成 22 年 9 月)。 <p style="text-align: center;"><u>業者への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁において、無登録で金融商品取引業を行う者に対し警告書を発出した場合、社名を公表(平成 22 年 4 月～)。 ・金融庁において、無届で有価証券の募集を行う者に対し、警告書を発出し、社名を公表(平成 22 年 10 月～)。 ・消費者庁において、消費者安全法に基づき、社名公表を伴う消費者への注意喚起を実施(平成 22 年 10 月)。

	<ul style="list-style-type: none"> ・証券取引等監視委員会から裁判所に対し、無登録業者等に対する金商法違反行為の禁止命令の申立て（2件）を実施（平成22年11月）。いずれについても、申立てどおり、裁判所の差止命令が発令。 ・警察において、悪質な事業者の捜査を実施し、未公開株関係9事件、ファンド関係14事件、イラク通貨関係1事件で被疑者を検挙（平成22年中）。 ・裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行（平成22年6月）。 <p style="text-align: center;"><u>注意喚起・普及啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会が作成したポスター、リーフレットの配付に3庁（消費者庁、警察庁、金融庁）も協力（平成22年10月）。 ・消費者庁では、消費者月間において、高齢者の消費者被害をテーマとし、本件を積極的に取り上げ（平成22年5月）。 ・金融庁において、政府広報を活用した注意喚起を実施（平成22年10月）。 ・警察庁において、政府広報（ラジオ及びインターネットテレビ）を活用した注意喚起を実施（平成22年11月、平成23年1月）。 ・警察庁において、平成21年12月に作成した広報啓発資料に関して、現下の情勢を踏まえ、金融機関への連絡や最近の未公開株販売等の悪質商法の新たな手口について記載した追録版を作成し、都道府県警察に配布（平成23年2月）。 ・金融庁において「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成。消費者庁の協力も得て、関係団体等に配布（平成23年2月）。 ・政府広報（新聞折込広告及びインターネットテレビ）を通じた注意喚起を実施（平成23年2月、3月）。 <p style="text-align: center;"><u>制度の運用・整備の在り方の検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」申合せ（平成22年6月）。 ・金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げを盛り込んだ金融商品取引法改正案を閣議決定（平成23年3月）。
<p>平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．平成22年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度分について、工程表に沿った取組を実施し、平成22年6月25日及び11月26日の2回にわたり、消費者委員会へ報告。 2．上記1以外の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な取組み、注意喚起・普及啓発を実施。 ・裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法の施行（平成22年6月）金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設等の規定を盛り込んだ金融商品取引法改正案の閣議決定（平成23年3月）などの取組を着実に推進。 3．過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・PIO-NET等に寄せられた事業者情報の関係省庁での共有や、注意喚起や

	周知啓発のリーフレットの関係省庁等の協力による配布など、関係省庁等の連携による取組を強化。 4．上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についての検討を実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 60 番	
具体的施策	<p>未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫してかつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 61 番	
具体的施策	いわゆる「マルチ取引」に関する苦情相談の実態を踏まえ効果的な対応策について検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	平成22年度に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・実態調査を実施し、平成23年度上期に一定の結論を得るべく、対応策の検討に着手。
平成22年度の具体的施策の実施状況	・過去の事例を情報収集し、対応策の検討に着手した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・具体的な対応策を得るには、更なる検討が必要。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成23年度以降も引き続き検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 61 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	過去の事例収集の結果等を踏まえ、引き続き検討します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 62 番	
具体的施策	無登録業者による未公開株の販売やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の実効性を確保するため、罰則規定の整備を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、差止命令の申立て制度の活用に向け関係者間で検討を進めます。
担当省庁等	金融庁
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	証券取引等監視委員会事務局証券検査課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	金融商品取引法第 187 条、第 192 条、第 198 条第 8 号、第 207 条第 1 項第 3 号
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法が成立(平成 22 年 5 月 12 日)。当該規定は平成 22 年 6 月 8 日に施行。 ・金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への差止命令の申立て等の適切な執行のための準備。 ・差止命令の申立ての実施。 〔参考指標〕 <ul style="list-style-type: none"> ・法律の概要 ・金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への差止命令の申立て及び同法第 187 条に基づく調査に係る実施体制の整備状況 ・無登録業者等に係る情報収集・分析の状況(件数) ・差止命令の申立て及び裁判所の差止命令(件数)
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	両罰規定の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法が成立(平成 22 年 5 月 12 日)。当該規定は平成 22 年 6 月 8 日に施行。 ・裁判所の差止命令の申立てに係る裁判管轄に、違反行為の行為地を追加することを盛り込んだ金融商品取引法改正案を閣議決定(平成 23 年 3 月)。 実施体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・証券検査を実施する部署が、裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査を迅速に実施できるよう、平成 22 年 5 月、証券取引等監視委員会事務局内の所掌を見直し。 ・無登録業者への対応の強化のため、平成 23 年度に証券取引等監視委員会事務局において所要の増員を行うことを決定。 無登録業者等に係る情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターや日本証券業協会コールセンターから、両センターに寄せられた無登録業者等の情報を 33,739 件収集(平成 22 年 4 月～平成 23 年 2 月末)。 ・金融庁金融サービス利用者相談室や証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課から、同室・同課に寄せられた無登録業者等の情報を 15,580 件収集(平成 22 年 4 月～平成 23 年 2 月末)。 差止命令の申立て及び裁判所の差止命令 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 11 月に、無登録で未公開株式等の取得の勧誘を行っていた者及び無届けで有価証券の募集を行っていた者に対する裁判所への差止命

	令の申立て（2件）を実施。いずれについても、申立てどおり、裁判所の差止命令が発令。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>両罰規定の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両罰規定の整備及び法人重課（3 億円以下の罰金）により、裁判所の差止命令に違反した法人に対しても罰則を課することができるようになり、法人を相手方とする差止命令の実効性が向上。 ・さらに、差止命令の申立ての実効性を向上させるために、裁判所の差止命令の申立てに係る裁判管轄に、違反行為の行為地を追加することを盛り込んだ金融商品取引法改正案を閣議決定。 <p>実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査を実施するため所要の体制を整備。 <p>無登録業者等に係る情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターをはじめとする関係各機関と無登録業者等の情報を共有することにより、金融商品取引法第 187 条に基づく調査の実施先の選定を効率的・効果的に実施。 <p>差止命令の申立て及び裁判所の差止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 件の申立てを実施し、いずれも裁判所の差止命令が発令されたことから、工程表に従った取組を実施。 <p>2．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両罰規定の整備等を受け、昭和 23 年の制度導入以来初めてとなる申立てを行うことができ、無登録業者等に対する対応を強化。 <p>3．上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法の成立・施行等を受け、引き続き裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度を活用。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 62 番	
具体的施策	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	引き続き実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 63 番	
具体的施策	消費者信用分野における諸問題について、各関連法令の施行状況や各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討します。
担当省庁等	金融庁、関係省庁等
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	金融庁総務企画局信用制度参事官室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法の完全施行に向け、広報、普及活動等を実施。 ・完全施行直後に設置した「改正貸金業法フォローアップチーム」において、改正貸金業法の円滑な施行に万全を期するとともに、施行後の状況をよくフォローし、必要に応じ、速やかに適切な対応を実施。 ・改正割賦販売法の完全施行に向け、広報、普及活動等を実施。 ・消費者信用全体の観点から適切な状況把握を行う。 <p>〔参考指標〕</p> <p>「改正貸金業法フォローアップチーム」におけるフォローアップの状況、改正貸金業法の完全施行に向けた広報・普及活動の実施状況、改正割賦販売法の完全施行に向けた広報・普及活動の実施状況、情報収集・分析の実施状況等</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<p>改正貸金業法の完全施行に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法の完全施行に当たって、借り手の目線の方策を実施するための内閣府令の改正を実施(平成22年6月18日)。 ・完全施行を円滑に実施するため、多重債務に係る無料相談、制度に係る周知・広報を行う「あなたは大丈夫?キャンペーン」を5月より実施。 ・完全施行直後に設置した「改正貸金業法フォローアップチーム」において、施行後の状況についてフォローするため、これまで4回にわたり関係者ヒアリングを実施。 <p>改正割賦販売法の完全施行に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正割賦販売法の完全施行を円滑に実施するため、消費者及び消費者相談に関わる消費者相談員を対象として、10月から全国10箇所で開催。 ・リーフレット「ご存じですか?安心してクレジットを利用いただくためのルール」を都道府県・政令指定消費生活センター、日本クレジット協会会員会社、クレジットカウンセリング協会、貸金業協会、流通系事業者団体等に向け33万部配布。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「改正貸金業法フォローアップチーム」において、施行後の状況についてフォローするため、これまで4回にわたり関係者ヒアリングを実施する等、工程表に定められた事項は実施されている。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が実施した「貸金業利用者に対する意識調査」において、「貸金業法が改正されたこと」の認知度が52.2%(3月)から84.0%(11月)に上昇しており、制度周知が一定の効果を挙げたことがうかがわれる。

	3．上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 23 年度以降も引き続き施策を実施する。消費者信用分野における諸問題については、関連法令の施行状況等を中心に引き続き、情報収集・分析を行い、必要に応じて適切な対応を検討していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 63 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 64 番	
具体的施策	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。振り込め詐欺救済法において、被害者に対して分配されずに預金保険機構に納められた納付金の在り方については、その後に犯罪に利用された口座ではなかったことが判明した口座名義人の救済のための留保という要請があること等を前提とした検討を行います。
担当省庁等	金融庁、財務省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	金融庁総務企画局企画課調査室、金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、総務課協同組織金融室、郵便貯金・保険監督参事官室 財務省大臣官房信用機構課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・平成22事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組(振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止など)を重点的に検証する。 ・預金口座の不正利用に関する情報について、金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施し、その件数等について、四半期ごとに公表を行う。 〔参考指標〕 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等 ・預金保険機構に納められた納付金の具体的用途等に関する検討を行う。
平成22年度の具体的施策の実施状況	・平成22事務年度の監督方針に、振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止などを重点的検証項目として明記した。 ・預金口座の不正利用に関する情報提供件数については、平成22年7月、10月及び23年1月に公表した。 ・平成22年6月、関係省庁及び警察庁において、当該機関が入手した消費生活侵害事犯に係る不正利用口座情報を金融機関に対して提供する旨申合せを行った。 ・平成23年3月、義援金等を装った詐欺に係る注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載した。 ・平成22年9月に関係省庁(金融庁、内閣府、財務省)の政務をメンバーとする「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を設置した。 ・プロジェクトチームでは、平成22年10月から12月まで計4回のヒアリングを行い、関係省庁、金融機関、犯罪被害者支援団体、法曹関係者等から預保納付金の具体的用途等に関する意見を聴取した。 ・プロジェクトチームでは、ヒアリングの結果を参考にしつつ、最終取りまとめに向けて、検討を進めている。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証	1.平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・平成22事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組の重点的な検証を行うことについては、おおむ

証・評価	<p>ね達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金口座の不正利用に関する情報提供については、おおむね達成している。 ・預保納付金の具体的使途等に関する検討については、プロジェクトチームを設置して集中的にヒアリングを実施することで、関係省庁、金融機関、犯罪被害者支援団体、法曹関係者等、各分野の専門家から多様な意見が寄せられ、プロジェクトチームにおける有効かつ効率的な議論につなげることができた。 ・ヒアリングはすべて一般に公開し、資料や議事録を金融庁のウェブサイトに掲載することで、議論の透明性が確保された。 <p>2．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3．上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・預金口座の不正利用に係る情報提供は、今後も継続する。 ・プロジェクトチームにおいて、引き続き検討を進め、その検討結果を基に主務省令を定める。 ・振り込め詐欺等の被害者への返金がより一層進むよう努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 64 番	
具体的施策	<p>金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」において、振り込め詐欺等の被害者に対して返金されずに預金保険機構に納められた納付金の具体的使途等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、被害者への返金については、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する連絡等の取組を更に促進することにより、返金率の向上に努めます。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 65 番	
具体的施策	キャッシュカード利用者に対し、偽造キャッシュカードによる被害防止へ向けたカード管理上の注意喚起を実施するとともに、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップし、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進します。
担当省庁等	警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、総務課協同組織金融室、郵便貯金・保険監督参事官室、警察庁生活安全局生活安全企画課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律第9条
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカード利用者に対する注意喚起を継続的に実施。 ・金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況を四半期ごとに金融庁ウェブサイトで公表。 ・平成22事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組(情報セキュリティ対策の徹底、振り込み詐欺等金融機能の不正利用の防止など)を重点的に検証。 〔参考指標〕 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する注意喚起等の実績 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況 ・偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22事務年度の監督方針に、情報セキュリティ対策の徹底、振り込み詐欺等金融機能の不正利用の防止などを重点的検証項目として明記。 ・平成22年11月、キャッシュカード詐欺事案に係る注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載。 ・平成22年6月、10月、平成23年1月には偽造キャッシュカード等による被害発生状況及び金融機関による補償状況について公表。 ・平成22年6月、平成21年度の偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況について、アンケート調査を実施し、取りまとめの上、公表。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・工程表に掲げた平成22年度分の具体的施策(利用者への注意喚起、監督方針を策定の上、重点的に検証、顧客保護に向けた取組状況の公表)については、上記「平成22年度の具体的施策の実施状況」に記載のとおり、いずれも実施済みである。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況に係るアンケート調査によると、ICキャッシュカードを導入した金融機関の割合が増加する等、金融機関の情報セキュリティ向上への取組を着実に実施。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も上記施策を継続し、引き続き偽造キャッシュカード等に係る被害防止に向けた金融機関の取組を促進。 ・特に偽造キャッシュカードの被害に遭いやすい高齢者について、注意喚起を積極的に行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 65 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 66 番	
具体的施策	金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込め詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。
担当省庁等	警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、総務課協同組織金融室、郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課調査室、警察庁生活安全局生活安全企画課、刑事局捜査第二課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・金融機関をはじめ各関係機関との意見交換を通じ、振り込め詐欺による被害の未然防止等に向けた取組をより一層促進。 ・平成22事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組(情報セキュリティ対策の徹底、振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止など)を重点的に検証。 〔参考指標〕 金融機関に対する注意喚起等の実績
平成22年度の具体的施策の実施状況	・平成22年6月の業界団体等との意見交換会において、ATM周辺における顧客に対する声掛け等の積極的な振り込め詐欺被害防止対策を促すとともに、9月及び11月の意見交換会においては、返金制度の周知や「被害が疑われる者」への積極的な連絡等、振り込め詐欺救済法の的確な運用を確保し、被害者救済に向けた対応に努めるよう要請。 ・平成23年3月、義援金等を装った詐欺に係る注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載。 ・平成22事務年度の監督方針に、情報セキュリティ対策の徹底、振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止などを重点的検証項目として明記。 ・警察庁及び各都道府県警察において、金融機関等との会議を開催するなどして、金融機関に被害の未然防止への取組をより一層促進。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1.平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・都道府県警察と金融機関との連絡会議や平成22年7月に開催した「振り込め詐欺の撲滅に向けた全国官民連絡会議」等、金融機関をはじめ各関係機関との意見交換を通じ、振り込め詐欺による被害の未然防止等に向けた取組を促進。 2.過去の実績との比較を踏まえた評価 ・金融機関の取組を推進した結果、平成22年中、金融機関職員等の声掛け等による被害未然防止件数は、1,357件で平成21年と比較して9.4%増加。 3.上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む。)「消費者基本計画」の見直し	・今後も上記施策を継続し、引き続き振り込め詐欺に係る被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組を促進。

しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 66 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 67 番	
具体的施策	各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や閣僚会議への付議を行ってきていますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	平成22年度中を目途に結論を得ます。
担当部局・課・室名	消費者庁取引・物価対策課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	[平成22年度分の「工程表」] ・仕組みの見直しなどにつき検討、一定の結論。
平成22年度の具体的施策の実施状況	・平成23年3月14日に物価担当官会議を開催し、各省庁が所管する公共料金等について消費者庁への協議等の取扱いを定めていた「物価担当官会議申合せ」を改正した。 ・この申合せの改正により、公共料金等の決定に当たり、従来は値上げの場合に限って消費者庁との協議等が行われることとなっていたところ、各省庁において消費者の立場に立った対応が図られているかどうかの確認を徹底する観点から、公共料金等を新規に設定する場合についても、消費者庁への協議等を行うこととした。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・「平成22年度中を目途に結論を得ます。」とされているところ、22年度中に措置を講じることができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・改正した物価担当官会議申合せを今後適切に運用する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 67 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (公共料金等の新規設定についても消費者庁との協議等を行うこととした。)

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 68 番											
具体的施策	警備業法に規定されている契約内容の書面交付が確実に行われるよう推進することにより、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。										
担当省庁等	警察庁										
実施時期	継続的に実施します。										
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課										
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	警備業法第 19 条										
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・警備業務に関する苦情についての分析。 ・警備業者に対する指導・監督の実施。 〔参考指標〕 独立行政法人国民生活センターに寄せられた警備業務に関する苦情件数の推移、警備業者に対する書面交付義務違反に係る行政処分件数の推移										
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 17 年から平成 21 年までに独立行政法人国民生活センターに登録された警備業務に関する苦情等の件数やその内容について分析を行った。 ・平成 17 年から平成 21 年までの警備業者に対する行政処分件数を精査するとともに、平成 22 年 6 月 18 日、都道府県警察の本部の担当者からのヒアリングを実施して、各都道府県警察による警備業者に対する指導・監督の実施状況や警備業者による書面交付義務の履行状況について確認した。 ・平成 22 年 8 月 24 日及び 9 月 30 日、(社)全国警備業協会に加盟する警備業者からのヒアリングを実施して、書面交付の効果、問題点等について確認した。 ・警備業の更なる適性化に向けた今後の取組について取りまとめ、公表した。										
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・過去 5 年間に独立行政法人国民生活センターに登録された警備業務に関する苦情等について分析する、また、警備業者に対して必要な指導・監督を実施するなどにより、工程表に従った取組を実施することができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・書面交付義務が課されることとなった平成 17 年以降の施行状況を踏まえて更に検討を進めることができた。 3. 上記以外の評価 ・平成 21 年中に寄せられた苦情の件数は 367 件で、平成 17 年の 297 件と比較して増加しており、苦情の内容としては契約及び解約に関するものが多く見られた。また、書面交付義務違反の行政処分件数は、平成 17 年以降、増加傾向にある。こうした実状を踏まえ、今後の取組方針を取りまとめることにより、来年度以降の書面交付のより確実な実施のための基礎を構築することができた。 国民生活センターに登録された苦情等の件数の推移 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H 17</th> <th>H 18</th> <th>H 19</th> <th>H 20</th> <th>H 21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>297</td> <td>271</td> <td>306</td> <td>366</td> <td>367</td> </tr> </tbody> </table>	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	297	271	306	366	367
H 17	H 18	H 19	H 20	H 21							
297	271	306	366	367							

	警備業者に対する書面交付義務違反の行政処分件数の推移				
	H17	H18	H19	H20	H21
	0	1	9	12	19
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 23 年度以降は、警備業者に関する苦情についての分析結果等を基に、警備業法に基づく契約内容の書面交付が確実に実施されるよう、都道府県警察を通じて、警備業者に対する指導・監督を継続的に実施する。				
備考					

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 68 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 69 番	
具体的施策	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成22年度から検討を開始し、平成23年度以降、検討結果を踏まえ、必要な措置を講じます。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 <ul style="list-style-type: none"> ・統一的な解釈・運用の推進 ・現行制度の課題把握 ・効果的な執行体制の在り方 ・一元的な法体系の在り方を議論。 〔参考指標〕 統一的な解釈・運用の取組状況、現行制度の課題把握状況
平成22年度の具体的施策の実施状況	・消費者庁に「食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチーム」を設置(平成22年4月)
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・健康食品の表示に関する検討、栄養表示の義務化に向けた検討、加工食品における原料原産地表示の義務付けの拡大等、早急な対応を要する課題の検討を進め、結論を得たものから順次措置を講じているところ。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・事業者、消費者等と意見交換の場を設けるなどして、平成24年度中に食品表示に関する一元的な法案の提出を目指し、取組を進める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 69 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	食品表示に関する一元的な法律について、平成24年度中の法案提出を目指します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 70 番	
具体的施策	加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・情報の収集・分析。 〔参考指標〕 加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大に係る検討状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」を義務化することについて、消費者委員会へ諮問及びパブリックコメントを実施(平成 22 年 11 月)。 ・「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」を義務化(平成 23 年 3 月)。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 23 年 3 月、JAS 法に基づく品質表示基準を改正し、「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を義務化。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・JAS 法に基づく加工食品の原料原産地表示については、平成 13 年から個別品目ごとに順次対応してきたが、平成 18 年 10 月に 20 食品群に義務付け対象が拡大され、平成 21 年 10 月には緑茶飲料とあげ落花生が追加されてきたところ。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・消費者委員会の審議結果も参考にし、他品目についても、順次、表示の義務付けの拡大を検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 70 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 71 番	
具体的施策	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成23年7月に施行される原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。
担当省庁等	消費者庁、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。(平成23年7月施行)
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課、農林水産省総合食料局食糧部消費流通課米穀流通監視室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第8条
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・制度の周知徹底 ・執行体制の確立 〔参考指標〕 米穀事業者に対する説明会等周知活動の実施状況
平成22年度の具体的施策の実施状況	・制度の周知徹底のため、米穀事業者及び一般消費者に対する説明会を各地で開催。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・米穀事業者及び一般消費者に対する説明会を開催し(延べ300回以上)制度の周知を徹底。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成22年度に引き続き、各地方農政局等において米穀事業者及び一般消費者に対する説明会を各地で実施する予定。 ・平成23年度の施行後、制度が確実に執行されるよう、米穀事業者の立入検査等を実施する予定。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 71 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 72 番	
具体的施策	食品の原料原産地表示のガイドラインにより、自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、消費者の「食」への信頼確保を図っていくため、アドバイザーの育成等を行います。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省総合食料局食品産業振興課外食産業室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・食品の原料原産地表示のガイドラインにより、自主的な原料原産地表示を進めようとする業界関係者を対象に研修会等を開催。 〔参考指標〕 アドバイザー育成等のための研修会実施回数、参加人数、参加後表示の導入状況のフォローアップ
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・企業の担当者等を対象に、「原産地表示アドバイザー育成研修会」を3回開催し、65名が参加した。 ・原産地表示に関する双方の理解を深めるため、事業者と消費者との意見交換会を3回開催し、80名が参加した。 ・アドバイザー育成研修会に参加した事業者に対し、原産地表示導入状況を把握するためのアンケートを実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・企業の担当者等を対象に、食品の原料原産地表示のガイドラインと関連する法令との関係や、表示に際しての注意事項等の解説を行う実践的な「原産地表示アドバイザー育成研修会」を3回開催し、65名が参加した。また、原産地表示を推進するためには、事業者だけではなく消費者の理解や協力が必要であることから、事業者、消費者相互の理解を深めるための意見交換会を3回開催し、80名が参加するなど、工程表に沿った取組を実施することができた。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 22 年度から原産地表示アドバイザー育成については、先進事例に基づく実践的な「研修会」を実施し、自主的な原料原産地表示を進めようとする企業の担当者等の理解の増進につながった。さらに、前年度まで実施していた講演会方式の原産地表示フォーラムを廃止し、事業者と消費者との意見交換会に重点化することで、事業者と消費者との相互理解が深まった。 3．上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、食品の原料原産地表示のガイドラインにより、自主的な原料原産地表示を進めようとする業界関係者を対象に研修会等を開催する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 72 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 73 番	
具体的施策	トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	健康増進法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・トランス脂肪酸を含め栄養成分の表示の在り方を検討 〔参考指標〕 トランス脂肪酸の表示に向けた今後の取組、栄養成分の表示の在り方についての検討状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」(案)を取りまとめ、パブリックコメントを実施(平成22年10月)。 ・栄養成分表示検討会の開催(平成22年12月)。 ・「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を公表(平成23年2月)。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進するため、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表。 ・また、栄養成分表示の義務化に向けて、栄養成分表示検討会を開催(平成 22 年 12 月)し、栄養成分表示の位置付けや制度設計に当たっての課題等について検討している。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む)。「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・法制上の措置が必要となった場合には、食品表示に関する一元的な法律に盛り込むこととしている。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 73 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	施策を一部実施済み(注73)。 平成23年夏頃を目途に、栄養成分表示の義務化の方向性について取りまとめます。

(注73) トランス脂肪酸については、平成 23 年 2 月に、食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進するため、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 74 番	
具体的施策	食品の期限表示の更なる周知徹底を図るとともに、設定根拠の明確化などの制度改善等について検討を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	直ちに検討に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・意見募集の結果を踏まえ、運用改善を実施。 〔参考指標〕 食品の期限表示についての周知状況、運用改善の実施状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・期限表示に関する意見募集結果の公表(平成 22 年 7 月) ・期限表示に関する意見交換会の実施(平成 22 年 9 月)
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・意見募集や意見交換会の結果を踏まえ、食品事業者による期限設定の根拠の明確化、消費者に分かりやすい期限表示に向けた取組等について、運用の改善や効果的な周知方法の検討を進めた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 22 年度の検討結果を踏まえ、引き続き検討します。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 74 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 75 番	
具体的施策	遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・ 諸外国の制度や我が国の流通実態等を調査。 〔参考指標〕 諸外国の制度や日本国における流通実態などの調査状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・ 遺伝子組換え食品に係る海外等実態調査を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・ 諸外国の制度や日本国における流通実態などの調査として、遺伝子組換え表示に係る 海外における表示制度の運用実態、 流通過程における「意図せざる混入」の実態等の調査を実施。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・ 遺伝子組換え食品や添加物の表示の在り方を検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 75 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 76 番	
具体的施策	「健康食品の表示に関する検討会」において、特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行の在り方等について論点整理を行い、消費者委員会へ報告し、その意見を踏まえ、所要の措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成22年夏を目途に論点整理を消費者委員会に報告します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	健康増進法
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 検討会における論点を整理する(平成22年8月27日公表済み)、 論点整理において、 ・消費者庁において早急に取り組むべき課題とされたものについては、消費者庁が対応するとともに、 ・消費者委員会において更なる議論が必要とされたものについては、消費者委員会へ報告 〔参考指標〕 検討会の開催回数、論点整理の実施(公表)、消費者委員会への報告、消費者庁として早急に取り組むべき課題とされたものについての対応状況
平成22年度の具体的施策の実施状況	・「健康食品の表示に関する検討会」論点整理を取りまとめ(平成22年8月)。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1.平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・健康増進法に基づく特定保健用食品等の表示制度を含め、いわゆる健康食品に関する表示の課題に関する論点を整理して検討を進めるため、「健康食品の表示に関する検討会」を開催し、論点整理を取りまとめた。 2.過去の実績との比較を踏まえた評価 3.上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「健康食品の表示に関する検討会」論点整理に基づき、消費者庁における取組を進める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 76 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み(注76)。引き続き、特定保健用食品の広告を含む表示に係る考え方の明確化や健康食品の虚偽誇大広告への厳正対処等の措置を講じます。

(注76)平成22年8月に、「『健康食品の表示に関する検討会』論点整理」を取りまとめ。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 77 番	
具体的施策	健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	厚生労働省設置法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・消費者に対し、適切なアドバイスができる専門家(アドバイザースタッフ等)制度の活用のための調査・研究を実施する。 〔参考指標〕 専門家制度を活用するための調査・研究の実施状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	消費者に対し、適切なアドバイスができる専門家(アドバイザースタッフ等)制度の活用のための調査・研究を実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 21 年度から 3 か年計画で実施している調査・研究の 2 年目として調査・研究を実施した。 その他、消費者庁と連携し、全国 3 箇所で健康食品に関するリスクコミュニケーションを開催した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 21 年度は専門家側に関する考察が中心だったが、平成 22 年度は利用者側が必要としている情報等の収集・分析を行うなど多角的な調査・研究が進められている。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・調査・研究を継続的に行うとともに、消費者庁で行っている「健康食品の表示に関する検討会」の検討状況を踏まえて、消費者の理解促進を図る具体的な取組を実施していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 77 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	消費者庁、厚生労働省
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 78 番	
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示の信頼性を確保するため、 ・地方農政局等の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図ります。 ・農林水産消費安全技術センターによる DNA 分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行います。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方農政局等の職員による巡回調査について、卸売業者・製造業者への調査を強化。 ・農林水産消費安全技術センターによる科学的手法を活用した食品表示の監視を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地方農政局等の職員による卸売業者・製造業者への巡回調査の件数を増加。 ・農林水産消費安全技術センターによる分析を約 6,000 件実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・地方農政局等の職員による卸売業者・製造業者への巡回調査の件数を増やし、監督・指導を強化。 ・農林水産消費安全技術センターによる分析の結果を活用し、食品表示の監視を実施。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 78 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 79 番									
具体的施策	食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。								
担当省庁等	消費者庁、警察庁、農林水産省								
実施時期	継続的に実施します。								
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、農林水産省消費・安全局表示・規格課								
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法								
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・効果的な執行を着実に実施。 〔参考指標〕 処理件数								
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁及び農林水産省とともに、第 5 回食品表示連絡会を開催(平成 22 年 5 月)。 ・JAS 法に基づく指示・公表の指針の運用改善を実施(平成 23 年 1 月)。 ・警察では、食品の産地等偽装表示事犯に対して継続的に取締りを実施した。 								
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 5 月に消費生活センターをはじめとする地域の人材育成を図るため、研修を充実強化していくこと等を内容とする食品表示監視協議会の強化に向けた今後の取組方針を確認した。 ・平成 22 年 10 月に、「指示・公表」でなく「指導」ととどめる条件として、従来の表示の是正に加えて、事実と異なる表示があった旨を、事業者が速やかに消費者へ情報提供することを求めることとし、平成 23 年 1 月 1 日より、運用開始した。 ・22 年度 指示実績 (JAS 法) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>46</td> </tr> </table> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21 年度 指示実績 (JAS 法) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>60</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年中における食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数及び検挙人員は、10 事件 (- 24 事件、 - 70.6%)、20 人 (- 87 人、 - 81.3%) であった。警察による検挙事件数及び検挙人員は減少しつつあるが、国民の健康に対する直接の被害を及ぼしかねない事例もみられることから、その傾向を注視しつつ、引き続き取締り及び対策を推進する。 <p>3. 上記以外の評価</p>	国	都道府県	25	46	国	都道府県	31	60
国	都道府県								
25	46								
国	都道府県								
31	60								
今後の取組方針(平成 23 年度を含む)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、効果的な執行を着実に実施する。 								

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 79 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 80 番	
具体的施策	景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	不当景品類及び不当表示防止法 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14号
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・景品表示法の厳正運用及び必要に応じた同法の執行体制の拡充を図る。 〔参考指標〕 処理内容・件数、処理期間
平成22年度の具体的施策の実施状況	・平成22年度においては、措置命令20件(事案数 17件)を行った。また、平成22年度において措置命令を行った案件については、平均149日の期間で処理を行った。 ・平成22年度予算にて、景品表示法違反被疑情報を受け付ける政策調査員を配置した。 ・都道府県・公正取引委員会とのブロック連絡会議を開催した。 「事案数」とは、同日に類似の商品・サービスにおける類似の表示について処理したものを1事案として計算したものである。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1.平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・消費者が適正な選択を行える意思決定環境を創出・確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当な表示に対して、景品表示法に基づいて厳正に対処すること、及びそのための体制の拡充を図ることは必要不可欠である。 ・食品表示に係る不当表示等、国民生活に広く影響のある、また、一般消費者の関心の高い分野において措置命令を行い、消費者の適正な選択確保に資する有効な法執行が行われた。 ・都道府県・公正取引委員会とのブロック連絡会議を開催することにより、景品表示法の執行機関間における連携強化が図られ、有効に執行体制の拡充を図ることができた。また、景品表示法違反被疑情報を受け付ける非常勤職員を採用したことは、同被疑情報の受付体制の拡充に有効であった。 2.過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成22年度においては、855件(前年度比約40%増)の景品表示法違反事件を処理し、うち20件(前年度比約66%増)の措置命令を行う等、景品表示法違反行為に対し厳正に対処しており、消費者の適正な選択確保に資する有効な法執行が行われた。 ・措置命令件数が前年度より増加している状況の下、措置命令を行った案件の処理期間については、平成21年度は平均110日であったところ、平成22年度は平均149日間と長期化した。一方、事件調査を担当する職員一人当たりの措置命令(消費者庁創設前においては排除命令)を行った件数は、平成21年度は0.4件であったのに対し、平成22年度は0.7件となっており、平成22年度においては、より効率的な景品表示法違反事件処理が行われた。

	3．上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 80 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 81 番	
具体的施策	住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実に図ります。
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課、国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・ホームページ、パンフレット等を活用することにより住宅性能表示制度の普及を推進する。 ・関係団体との情報共有及び定期的なニーズ調査を実施。必要に応じ、有識者のご意見を踏まえつつ、技術的検討を行う。 〔参考指標〕 普及促進のための取組状況、検討状況
平成22年度の具体的施策の実施状況	・住宅性能表示制度に関するパンフレットを平成22年9月以降、全国の登録住宅性能評価機関のほか、各都道府県・政令市、地方整備局、各都道府県の弁護士会、その他関係約40団体などを通じて印刷・配布(6万8千部)。 ・住宅性能評価機関における情報共有・運用検討・ニーズ調査の会議を開催(4部会・各2回)。 ・平成22年度建築基準整備促進事業において、民間知見を活用し、遮音性能及び劣化対策に関する技術基準を整備する上で必要な事項について検討を行った。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に定められた事項はすべて実施。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・設計住宅性能評価の実施率(住宅着工戸数に対する設計住宅性能評価書が交付された戸数の割合) 19.1%(平成21年度) 23.6%(平成22年度) 昨年度と比べ、実施率は約4.5%の上昇。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実に図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 81 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 82 番	
具体的施策	家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	家庭用品品質表示法第3条
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成22年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行において品質表示が義務付けられている90品目の表示事項等について、平成22年度中に、事業者や事業者団体、消費者、消費者団体等へのヒアリング・アンケートを実施するとともに、海外における品質表示制度調査を実施し、報告書にまとめる。 <p>2. 上記1以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程等の改正を必要に応じ適切に行うとともに、適正な表示がなされるよう事業者へのホームページ等を通じた周知啓発、都道府県の立入検査を通じた指導を行う。
平成22年度の具体的施策の実施状況	<p>規定改正</p> <p>雑貨工業品品質表示規程のうち、浄水器に係る表示事項の改正(平成23年10月施行予定)に関し、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者委員会に諮問(平成23年1月14日) ・経済産業省に協議、パブリックコメントの募集(平成23年1月28日) <p>家庭用品の品質表示に関する基礎調査</p> <p>家庭用品品質表示法の指定品目、表示事項等の在り方について、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者(9社)、事業者団体(14団体)、消費者団体(2団体)、国民生活センターへのヒアリング ・事業者団体(90団体)へのアンケート ・事業者(308社)、消費者(28,057人)、消費者団体(11団体)へのアンケート ・米国・EU・中国の品質表示制度についての調査 ・品質保証、機能性等に関する任意表示についての調査 <p>周知啓発等</p> <p>適正な表示がなされるよう、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質表示に関する小冊子を約27,000部(2種類合計)作成し、都道府県(47箇所)、消費生活センター(501箇所)、事業者団体(106団体)、消費者団体(11団体)、関係省庁(1省庁9箇所)に送付 ・消費者庁ホームページに家庭用品品質表示法のコーナーを作成。平成22年度におけるアクセス数は約387万件であった(平成22年9月～平成23年3月)。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品の品質表示に関する調査において、消費者及び事業者等にアンケート、ヒアリングを行い、制度運用の実態を把握するなど、工程表に沿った取組を実施することができた。 <p>2. 上記1以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑貨工業品品質表示規程のうち浄水器に係る表示事項の改正(平成23

	<p>年 10 月施行予定) に関し、消費者委員会に諮問するとともに経済産業大臣に協議等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小冊子の作成・配布、ホームページの作成などにより制度の周知啓発を実施することができた。 <p>3．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度初めて家庭用品の品質表示に関する調査を実施したことにより、事業者による制度運用の実態並びに品質表示に関する消費者意識、さらに今後制度の見直し等検討を要する事項を抽出することができた。 <p>4．上記以外の評価</p>
<p>今後の取組方針（平成 23 年度を含む。）</p> <p>「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品の品質表示に関する調査結果を踏まえ、今後は、対象品目及び表示の標準の見直しに向けて消費者及び事業者、学識経験者も交えた検討作業を実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 82 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 83 番	
具体的施策	建物部品の防犯性能の表示制度について、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、その広報に努めるとともに、制度の適正な運用の確保を図ります。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・建物部品の防犯性能の表示制度についての広報・啓発を実施する。 〔参考指標〕 建物部品の防犯性能の表示制度の広報・啓発状況、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成 15 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 8 条に基づく勧告及び命令の状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・警察庁ウェブサイト等を活用した広報・啓発の実施 ・指定建物錠の防犯性能表示に関し、防犯性能が適切に表示されているか、検証を実施
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 指定建物錠の防犯性能表示制度 ・平成 16 年から継続して警察庁ウェブサイトに侵入犯罪防止対策ホームページ「住みいる防犯 110 番」を開設し、その中で本制度について紹介している(平成 22 年度中の同ホームページへのアクセス件数は約 37 万件)。 ・警察庁において市場で販売されている指定建物錠を購入し、錠の製造業者が指定建物錠につき法第 7 条に基づく国家公安委員会による告示に従って防犯性能に関する表示をしているかどうかについて、検証・確認を行った。 防犯性能の高い建物部品 ・警察庁、国土交通省、経済産業省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、一定の防犯性能を有する建物部品を防犯建物部品として(財)全国防犯協会連合会のホームページに掲載公表している。平成 22 年度中は、新たに 47 品目の建物部品を追加(平成 22 年 12 月末現在)し、目録掲載品のラインナップの充実を図った。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・防犯建物部品は、目録掲載の始まった平成 16 年 4 月の 15 種類 2,281 品目から平成 22 年 12 月末で 17 種類 4,035 品目にその品目数を大きく伸ばしている。 3. 上記以外の評価 ・防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議の委員会を定期的開催し、関係業界や関係省庁との連携強化に努めた。

<p>今後の取組方針(平成23年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き本制度の広報・啓発を推進 ・指定建物錠の購入に係る予算を獲得し、法第7条に基づく告示の履行状況を確認することとしている。 ・官民合同会議では、引き続き目録掲載数を増やしていくほか、防犯建物部品を一般に広く普及させるための活動の活性化など普及促進方策について検討。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 83 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 84 番	
具体的施策	電気通信サービスの広告表示に関して、電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」の実施状況、不適切な広告表示に対する取組状況を注視するとともに、利用者に分かりやすいものとするため、更なる検討を促します。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・電気通信サービス向上推進協議会の取組を促す。 〔参考指標〕 「自主基準・ガイドライン」の見直しの実施及びその検証、広告に使用される専門用語に関する用語集の見直し、主要広告の検証
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・「電気通信サービス利用者懇談会」の提言(平成 21 年 2 月公表)を受けて、適切な広告表示が行われるようにするため、業界団体で構成される電気通信サービス向上推進協議会に設置された「広告表示自主基準 WG」が開催された(6回)。 総務省は、当該WGにオブザーバーとして参加した。 - 主要なテレビ、新聞広告について適切な広告表示がなされているか検証を行った(4回) - 平成 22 年 6 月に、電気通信サービスに関する用語に関する用語集(第 1 版)を策定し、公表した。 ・「電気通信サービス利用者WG」において、PIO-NET の相談データを用いた広告に関する検証を行い、現状の問題点を定量的・定性的に明らかにした。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・広告の適正化に向けた業界団体の各種の自主的取組が適切に行われた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・「電気通信サービス利用者懇談会」の提言を踏まえ、業界団体として適切に行われている。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「電気通信サービス利用者WG」における議論を継続し、広告表示の適正化に向けた方策の提言を平成 23 年夏頃までにまとめた上で、これを踏まえた取組を継続して実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 84 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 85 番	
具体的施策	国内・国際標準化関連活動に消費者の視点を適切に反映し、消費者分野等における標準化施策（適合性評価制度の構築・運用を含む。）を実施します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット基準認証政策課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者への標準化知識の普及啓発、規格策定への参加促進について継続的に実施するとともに、消費者ニーズを把握・抽出・分析するための手法を検討する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>消費者に対する標準化セミナーの実施状況（開催回数、参加者数）、消費者代表者の工業標準調査会への参加状況（人数、回数）、消費者ニーズを把握・抽出・分析するための手法の確立</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者への標準化知識の普及啓発として、消費者のための標準化セミナーを全 12 回開催し、合計 478 名が参加した。うち、1 回は JIS 規格の原案作成及び改定作業を行う技術分野毎の専門委員会へ消費者代表として参加する人材のための基礎・応用セミナーを開催し、14 名が参加した。 ・日本工業標準調査会への消費者代表者の参加状況は、合計 16 名の消費者代表者が総会を含む合計 78 件の専門委員会に参加した。 ・標準化に関する消費者ニーズを把握・抽出・分析するための手法を確立するため、シンクタンクによる検討を行うとともに、外部有識者による検討委員会を開催して更なる検討を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 9 月 7 日から、消費者のための標準化セミナーを全国各地で全 12 回開催し、合計 478 名が参加した。セミナーでは、消費者から標準化に関して積極的な意見が出されるなど、有効かつ効率的な普及啓発を実施することができた。 ・工業標準調査会へ参加した消費者代表は、合計 16 名であった。消費者代表からは積極的な意見が出され、規格原案に消費者の視点を適切に反映させることができた。 ・標準化に関する消費者ニーズを把握・抽出・分析するための手法を確立するため、シンクタンクによる検討結果を基に、消費者代表者を含む外部有識者による検討委員会を 2 回開催し、優先的に標準化すべき課題を特定するための手法を確立することができた。 <p>2．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者向け標準化セミナーについては全 12 回開催しており、前年度全 14 回とほぼ同程度実施することができた。 ・技術専門委員会等での消費者代表の参加者数は、前年度と同程度であり、これまでと同様、JIS 規格原案に消費者の視点を適切に反映させることができた。 ・消費者ニーズの把握・抽出・分析の手法の検討については、平成 20 年度から行ってきた検討を踏まえ、優先的に標準化すべき課題を特定するた

	<p>めの手法を確立することができた。</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
<p>今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<p>・平成 22 年度に確立した標準化に関する消費者ニーズの把握・抽出・分析の手法を活用し、国内・国際標準化活動に消費者の視点を適切に反映するための取組を継続的に実施します。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 85 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 86 番	
具体的施策	消費者の生活における正確な計量について、地方公共団体などと協力し、制度の実効性を向上させるための取組を行うとともに、計量器の実態等を踏まえることにより、計量の適正化を推進します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット計量行政室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・地方自治体と協力し、特定商品の計量に係る不正事業者の公表制度の手続きについて明確にし、適用を開始。 ・計量器の実態調査の結果を踏まえ、特定計量器の対象機器及び計量器の技術基準の見直しを実施。 〔参考指標〕 上記不正事業者の公表制度の運用状況、特定計量器及び計量器の技術基準の見直し状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・地方自治体と協力し明確にされた特定商品の計量に係る不正事業者の公表制度の手続きを適用した(平成 22 年 4 月)。 ・特定計量器から取引及び証明での使用実態等がない対象機器を削除するための計量法施行令の改正を行うとともに(平成 22 年 5 月) 技術基準を高度化できる環境が整った特定計量器について技術基準を定める計量法関係の省令(特定計量器検定検査規則)の改正を行った(平成 23 年 3 月)。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・明確にされた特定商品の計量に係る不正事業者の公表制度の手続きを適用したことから(平成 22 年 4 月) 工程表に従った取組を実施することができたところ。また、地方自治体との会議において上記公表制度の手続きを適用したことを取り上げてより徹底した周知を図るとともに、実際の適用状況の把握を行った。なお、本年度においては、実際の適用事例はなかったところ(適用するに至るほど適正な計量がなされていなかった事例がなかったためと考えられる。) ・特定計量器から取引及び証明での使用実態等がない対象機器を削除する見直しを行い(平成 22 年 5 月) 計量法の運用を行う地方自治体において、消費者との取引における適正な計量に必要な計量器に係る業務に更に注力できる環境を整えるとともに、技術基準を高度化できる環境が整った特定計量器について技術基準を定める計量法関係の省令(特定計量器検定検査規則)の改正を行ったことから(平成 23 年 3 月) 工程表に従った取組を実施することができたところ。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・これまで必ずしも明確ではなかった上記公表制度の手続きを明確にしたことにより、上記公表制度の実効性を向上させることができた。 ・近年、見直しがなされていなかった特定計量器の対象機器について見直し、計量法の運用を行う地方自治体において、消費者との取引における適正な計量に必要な計量器に係る業務に更に注力できる環境を整えるとともに、技術基準を高度化できる環境が整った特定計量器について、その技術基準を高度化したことにより、計量の適正化を更に推進することができ

	た。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今年度と同様に、工程表に沿った取組を進めていくこととする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 86 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 87 番	
具体的施策	<p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。</p> <p>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>
担当省庁等	消費者庁、文部科学省、関係省庁等
実施時期	平成22年度に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議を開催し、消費者教育を体系的に進める体制を確立する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>「消費者教育推進会議」の開催時期・内容・回数</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議1回、テーマ別会合2回を実施。 ・平成22年11月22日「第1回消費者教育推進会議」を開催した。 <p>消費者教育推進会議の趣旨</p> <p>消費者基本計画に基づき、多様な消費者教育を連携して体系的に進める体制を確立するため、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする推進会議を開催し、もって消費者教育の推進に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、テーマ別会合を開催し、消費者教育推進会議検討事項の具体的なテーマについて、より専門的な議論を行った。 <p>平成23年1月21日「消費者教育推進会議テーマ別会合 学校教育における消費者教育」</p> <p>文部科学省からの消費者教育に関する中央説明会や消費者教育指導者養成講座等についての説明や、消費者庁からの消費者教育の効果的な教育手法に係る調査研究・教材作成事業についての説明に基づき、学校における消費者教育の推進についての意見交換が行われた。</p> <p>平成23年2月9日「消費者教育推進会議テーマ別会合 地域における消費者教育」</p> <p>消費者庁及び文部科学省からの説明に基づき、消費者教育を行う多様な主体(学校、民間団体等)の連携方策、地方消費者行政と教育行政における連携方策、大学及び社会教育における消費者教育について意見交換が行われた。</p> <p>文部科学省から、「大学及び社会教育における消費者教育の指針案」について説明があった。</p>

<p>平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価</p>	<p>1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議を開催し、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等の多様な主体が一同に会し、消費者教育を体系的に進める体制を確立する取組をはじめたところである。 ・さらに、テーマ別会合を開催し、消費者教育推進会議検討事項の具体的なテーマについてより専門的な議論を行っており、有効かつ効率的に議論を進めているところである。 <p>2．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3．上記以外の評価</p>
<p>今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立する。 <p>平成 23 年度は、昨年度開催した会議及びテーマ別会合における課題等の整理を 7 月を目途に行う。また、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、消費者教育用教材や取組等の体系化を推進する。</p>
<p>備考</p>	

「消費者基本計画」の見直し

<p>施策番号 87 番</p>	
<p>具体的施策</p>	<p>変更なし</p>
<p>担当省庁等</p>	<p>変更なし</p>
<p>実施時期</p>	<p>一部実施済み（注 87）。 継続的に実施します。</p>

（注 87）平成 22 年 11 月より消費者教育推進会議を開催。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 88 番	
具体的施策	関係行政機関等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約したポータルサイトを拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有を進めます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・平成 22 年度前半に、機能拡充・新コーナー設置を行うとともに、平成 22 年度末を目途に提供教材拡充を行う。 〔参考指標〕 ポータルサイト上の拡充した機能・新コーナーの設置状況、提供教材数
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・消費者教育ポータルサイトは、平成 21 年度に本格施行し、平成 22 年 5 月には、出前講座コーナーを設置し、約 400 団体の出前講座データを掲載するとともに、消費者教育の実践事例等のコーナーが日本地図で検索できるよう改修を行った。 ・年間を通して、新しい教材提供等の情報がある際には、情報更新を行った。 ・平成 23 年 3 月には、消費者団体・企業・事業者団体等が作成した 99 教材に係る情報提供の拡充を行う。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 22 年 5 月に、上記のように改修を行い、消費者教育に関する情報の共有化を進めるとともに、利用者の利便性向上を図った。 ・また、平成 23 年 3 月には、上記のとおり情報提供の拡充を行い、更に、消費者教育に関する知見と情報の共有化を進めるなど、有効かつ効率的な事業実施を行うとともに、工程表に従った取組を実施することができた。この他、年間を通して、新しい教材提供の情報がある際には、情報更新を行っている。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 21 年度に本サイトを本格施行するとともに、教材数の増加、新コーナーの設置といった拡充を行ったところであるが、平成 22 年度は、本サイトを更に拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有化を進めることができた。 3．上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も引き続き、消費者教育に関する情報と知見の共有化を目指して、消費者教育ポータルサイトの適切な運用を行っていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 88 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 89 番	
具体的施策	消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成22年度から検討を開始します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・消費者教育の先進的教育手法・効果測定手法等について検討(中学校) 〔参考指標〕 先進的教育手法・効果測定手法等についての検討状況(会議等の開催時期・内容・回数)
平成22年度の具体的施策の実施状況	・2つの中学校において、計21時間の研究授業を行い、効果的な教育手法等について調査研究を行った。その結果については、消費者教育に知見がある研究者等による検討委員会を計3回開催し、検討を行い、消費者教育の効果的な教育手法等について取りまとめた。 (研究会の内容) 第1回(22.10.18)研究授業、効果測定の実施内容等の検討 第2回(22.12.17)研究授業の報告、報告書の構成案の検討 第3回(23.2.14)報告書案の検討
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1.平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のように、工程表に沿った取組を実施することができるとともに、消費者教育に関する知見を有している研究者等が所属し、かつ附属中学校を有する大学で本事業を行うことにより、効果的かつ効率的に事業を行うことができた。 2.過去の実績との比較を踏まえた評価 3.上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も、継続して、消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行うこととする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 89 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み(注89)、 継続的に実施します。

(注89)平成22年度に中学校の教育手法等について報告書を作成。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 90 番	
具体的施策	消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。
担当省庁等	消費者庁、文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進体制の整備促進のため、文部科学省において地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等の調査を実施する。 ・文部科学省が開催する消費者教育に関する研究協議会において、先進事例を紹介し、連携の推進を促す。 <p>[参考指標]</p> <p>連携状況調査実施団体数、研究協議会参加者数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 6 月に、文部科学省において地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等の調査を 1,797 の地方公共団体を対象に実施し、984 地方公共団体からの回答を得た。 主な調査内容：連絡協議会の設置状況、構成員、連携の内容、成果等 ・平成 23 年 2 月 23 日に開催した「消費者教育フェスタ(消費者教育に関する研究協議会)」(386 人参加)において、先進事例を紹介し、連携の推進を促した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 6 月に、文部科学省において地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等の調査を 1,797 の地方公共団体を対象に実施し、984 地方公共団体からの回答を得るとともに、消費者庁とも調査結果の共有を図った。 また、平成 23 年 2 月 23 日に開催した「消費者教育フェスタ(消費者教育に関する研究協議会)」(386 人参加)において、先進事例を紹介するなど、効果的かつ効率的な取組を行うとともに、工程表に沿った取組を実施することができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進することとする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 90 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 91 番	
具体的施策	学校教育及び社会教育における消費者教育の推進方策について検討を行うとともに、大学及び社会教育において消費者教育を行う際の指針を作成します。
担当省庁等	消費者庁、文部科学省
実施時期	直ちに着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・学校教育・社会教育における消費者教育の推進方策についての検討を行い、検討結果に基づき、大学教育・社会教育における消費者教育の指針を平成 23 年 3 月末までに作成。 〔参考指標〕 有識者会議の開催回数
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・文部科学省において、有識者会議を設置し、消費者教育の推進方策について検討を行なうとともに、平成 23 年 3 月末に、大学等及び社会教育における消費者教育の指針を作成。 (概要)消費者教育の目的及び戦略を明確にするとともに、大学等及び社会教育における消費者教育の現状と必要性、取組の方向性について提示し、大学等、教育委員会、社会教育施設関係者等が消費者教育を推進する際の参考とするもの。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1.平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・文部科学省において、有識者会議を設置し、消費者教育の推進方策及び大学等及び社会教育における消費者教育の指針について検討を行い、平成 23 年 3 月末に、大学等及び社会教育における消費者教育の指針を作成することで、工程表に従った取組を実施することができた。 2.過去の実績との比較を踏まえた評価 3.上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・指針の普及・啓発を継続的に実施する
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 91 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み(注 91)。 指針の普及・啓発を継続的に実施します。

(注 91)平成 22 年度に指針を作成。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 92 番	
具体的施策	国内外の学校教育及び社会教育における取組の調査を行うとともに取組事例集の作成・配布を実施します。
担当省庁等	文部科学省
実施時期	直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・全都道府県・市町村及び全大学・短期大学・高等専門学校を対象に取組状況調査を実施。 ・先進的取組のヒアリングを実施。 ・取組状況調査に基づいた取組事例集を作成・配布。 〔参考指標〕 調査結果を踏まえた取組事例集の配布状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・文部科学省において、大学等及び地方公共団体における取組状況調査を実施するとともに、先進的取組を実施する大学等及び地方公共団体を対象としてヒアリング調査を実施し、これらの結果をもとに取組事例集を作成した(平成 23 年 3 月作成)。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・大学等及び地方公共団体における取組状況調査を実施するとともに、先進的取組を実施する大学等及び地方公共団体を対象としてヒアリング調査を実施し、これらの結果をもとに取組事例集を作成することで、工程表に沿った取組を実施することができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 23 年度以降も、取組状況調査、ヒアリング調査等を実施し、必要に応じて事例集の更新を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 92 番	
具体的施策	学校教育及び社会教育における取組状況調査、ヒアリング調査等を実施し、必要に応じて事例集の更新を行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 93 番	
具体的施策	<p>新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行います。</p> <p>また、新学習指導要領の実施に向けて、消費者教育に関する講座の充実など、教員の消費者教育に関する指導力の向上を図ります。</p>
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	文部科学省初等中等教育局教育課程課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領を踏まえ、周知徹底等の取組を適切に行う。 <p>〔参考指標〕</p> <p>新学習指導要領の周知徹底を図るための周知方法・回数、関係省庁の副教材の作成・配布への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の消費者教育に関する指導力を向上させる。 <p>〔参考指標〕</p> <p>教員等に対する消費者教育に関する講座・説明会などの開催回数、受講人数等</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の周知徹底等のため、平成 22 年 7 月に「新学習指導要領の全面実施に向けた全国説明会」、平成 22 年 11 月に「小・中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」及び「高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会」等を実施した。 ・消費者庁が実施する副教材作成のための委員会が平成 22 年 9 月から平成 22 年 12 月まで 5 回開催され、文部科学省担当官がオブザーバーとして出席し、助言等を行った。また、平成 23 年 2 月に、関係機関に対して当該副教材の活用について配慮を依頼する旨の事務連絡を発出した。 ・教員等に対する消費者教育に関する講座が 14 道府県において実施され、1,530 人が受講した。また、平成 23 年 2 月 22 日、23 日に「消費者教育フェスタ」を実施し、フェスタ中、特に学校教育における消費者教育の動向の説明や模擬授業等を実施した学校教育分科会には 113 人が出席した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のように、工程表に従った取組を実施することができた。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き消費者教育に関する内容を充実した新学習指導要領の周知徹底や教員の消費者教育に関する指導力の向上に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 93 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 94 番	
具体的施策	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、それぞれの機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。
担当省庁等	消費者庁、金融庁、総務省、法務省、国民生活センター、金融広報中央委員会、関係省庁等
実施時期	直ちに着手します。
担当部局・課・室名	別紙のとおり。
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	
平成22年度の具体的施策の実施状況	
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	
今後の取組方針(平成23年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も、文部科学省と連携を図ると共に、外部の専門家などの協力も得ながら、新学習指導要領の内容を反映した副読本を作成し、学校における消費者教育に対する支援を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 94 番	
具体的施策	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。
担当省庁等	消費者庁、金融庁、総務省、法務省、関係省庁等
実施時期	一部実施済み(注94)。 継続的に実施します。

(注94)平成22年度に担当省庁等において教材等を作成。

担当部局・課・室名	消費者庁企画課	金融庁総務企画局政策課	総務省情報流通行政局情報通信利用促進課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)			
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の内容を反映した中学生向け副教材を、文部科学省との連携・外部専門家の協力により作成する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>副読本・教材の作成状況、文部科学省や教育委員会との連携状況・外部の専門家などの協力状況(会議開催回数)</p>	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在活用している副教材(中学向け、高校向け)について、新学習指導要領の内容を反映した副教材(中学向け、高校向け)へと改訂するための検討を行う。 <p>2. 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における金融経済教育に対する支援を適切に行う。 <p>〔参考指標〕</p> <p>副教材の作成状況、パンフレットの配布状況・活用状況</p>	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ICT メディアリテラシー育成プログラム」を開発・公開し、その普及と充実を図る。 <p>〔参考指標〕</p> <p>小学校高学年を対象とした教材の公開状況、活用状況及び中・高校生を対象として開発した教材の公開状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の内容を反映した中学生向け副教材を作成するに当たって、外部専門家(家庭科教育、消費者教育、心理学、社会科教員、家庭科教員)を委員とする「教材作成委員会」を立ち上げて、平成 22 年 9 月 28 日から平成 22 年 12 月 21 日まで計 5 回開催した。本委員会には、オブザーバーとして、文部科学省と独立行政法人国民生活センターから職員が参画し、密接に連携をとった。 ・平成 22 年 1 月、「消費者センスを身につけよう」(生徒用冊子教材)、「携帯電話の落とし穴」(商品を購入する時には - 自転車为例に考えよう -)(共に映像教材)、「教師用解説書」を作成するとともに、全国の中学校に対し、配布希望調査を実施した。配布希望調査に当たっては、文部科学省から教育委員会に協力を依頼するなど、効果的かつ効率的に事業を行うことができた。 ・「消費者センスを身につけよう」には、新学習指導要領を反映するとともに、「教師用解説書」には、新学習指導要領に沿った授業の展開例を掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の内容を反映した副教材(中学向け、高校向け)の改訂に向けた検討を行い、平成 24 年度に中学向け副教材、平成 25 年度に高校向け副教材を改訂する計画を作成した。 ・平成 22 年 11 月、全国の高等学校等にパンフレット「はじめの金融ガイド」等を配付するとともに要望部数調査等を実施し、要望があった先に希望部数を配付した(約 3 万部)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度から引き続き、小学校高学年を対象とした教材を web 上に公開した。 ・平成 21 年度に開発した中・高校生を対象とした教材を web 上に公開した。 ・中・高校生を対象とした新たな教材を平成 23 年 3 月までに開発した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のように、工程表に従った取組を実施することができるとともに、外部専門家の活用、文部科学省等との連携により、より効果的かつ効率的に実施することが出来た。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の内容を反映した副教材の改訂計画を作成したことから、工程表に従った取組を実施することができた。 <p>2. 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの配付について、約 3 万部配付したほか、活用状況アンケートによると、卒業生への配付や学校授業などで有効に活用されており、学校における金融経済教育に対する支援を行うことができた。 <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>4. 上記以外の評価</p>	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程表どおり教材の開発・公開を行った。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>

担当部局・課・室名	法務省大臣官房司法法制部 司法法制課	国民生活センター	金融広報中央委員会事務局
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)			
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法教育用教材の配布 ・出前授業の実施 <p>〔参考指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前授業の実施状況 	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <p>継続的に実施 (「教員を対象にした消費者教育講座」及び「消費者教育学生セミナー」をそれぞれ年 1 回実施)</p> <p>〔参考指標〕</p> <p>上記講座の実施状況、参加者数</p>	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副教材を全国の学校に提供。また、外部の専門家を招いて、各地で教師の指導力向上のためのセミナー等を開催【金融広報中央委員会及び都道府県金融広報委員会】。 <p>2. 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における消費者教育に対する支援を適切に行う。 <p>〔参考指標〕</p> <p>副読本・教材の作成状況、文部科学省や教育委員会との連携状況・外部の専門家などの協力状況(会議開催回数)</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省ホームページ上に、法教育に関する教材を公開した。 ・消費者の権利を含め、契約や司法の役割等について、107 回、7,136 名に対して法教育の出前授業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者教育学生セミナー」: 消費者教育を研究している全国の大学生や大学院生を対象に、消費者教育に関する研究の推進を支援するとともに大学間の交流を通じて消費者教育への理解を深めることを目的に実施。日本消費者教育学会と共催し、消費者教育の専門家によるワークショップ等の技法を取り入れ、平成 22 年 8 月 30 日(月)~31 日(火)の 2 日間に亘り実施。(予定人員: 40 名、参加者数: 56 名) ・「教員を対象にした消費者教育講座」: 小・中・高等学校の教員を対象に、学校における消費者教育の推進のため、効果的な教材の活用法や指導方法の工夫について習得することを目的に実施。実践報告やグループワークの手法を取り入れ、平成 23 年 3 月 28 日(月)に実施。(予定人員: 30 名、参加者数: 39 名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・副教材や教師用指導書等を全国の学校に提供(12 種類、年間約 25 万部)。また、文部科学省・県教育委員会との共催、あるいは、外部の専門家を招くなどして、各地で教師の指導力向上のためのセミナー等を開催(年間約 40 回)【金融広報中央委員会及び都道府県金融広報委員会】
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程表どおり施策を達成した。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり、外部専門家や専門機関との連携により、効果的な研修を円滑に実施することができた。学生や教員を支援することにより、消費者教育の推進に寄与している。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度の当委員会および都道府県金融広報委員会の活動方針に基づき、適切に実施している。 <p>2. 上記 1 以外の実績状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる機会を捉えて、学校における消費者教育に対する支援を適切に行っている。特に、学校教育現場で好評な副教材「これであなたもひとり立ち」、「きみはりッチ?」を、貸金業法改正の完全施行や特定商取引法の改正を反映する等、全面的に改訂し、これに伴う教師用指導書の改訂箇所の小冊子も作成し、提供を開始した。また、学校における金融教育の進め方への理解促進に役立つ DVD を作成した(平成 23 年 3 月末までに実施完了済み)。 <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度は、従来に匹敵する施策を実施したほか、上記副教材の改訂や DVD の制作を行った結果、学校における消費者教育により一層資する内容となっている。 <p>4. 上記以外の評価</p>

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 95 番	
具体的施策	大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、大学生を対象とした効果的な内容・方法に関する調査研究を実施し、その成果を広く還元します。
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課、高等教育局学生・留学生課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行う。 <p>〔参考指標〕</p> <p>情報提供及び啓発の実施時期・内容・回数、大学等の学生支援担当者に向けた研修回数、受講人数、受講後の満足度(アンケート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国 6 大学で消費者教育の試行的実施による効果検証を行い、効果的な内容・方法の調査を行う。 ・調査結果を教育指針作成の際に反映させるとともに、研究協議会の開催等により成果の還元を図る。 <p>〔参考指標〕</p> <p>大学等及び社会教育における消費者教育の指針の配布状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 8 月 19 日から地区別に開催された「学生指導研修会」(全 3 地区で開催)等において、大学等の学生支援担当者に対し消費者トラブルについて注意喚起を行った。 ・全国 6 箇所の大学等において、消費者教育を試行的に実施し、その効果を検証した。 <p>また、検証結果については、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の内容に反映させるとともに、消費者教育フェスタ(消費者教育に関する研究協議会・中央説明会)において説明、成果の還元を行った。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 8 月 19 日から地区別に開催された「学生指導研修会」(全 3 地区で開催)等において、大学等の学生支援担当者に対し消費者トラブルについて注意喚起を行うなど、工程表に従った取組を実施することができた。 ・全国 6 箇所の大学等において、消費者教育を試行的に実施し、その効果を検証した。 <p>また、検証結果については、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の内容に反映させるとともに、消費者教育フェスタ(消費者教育に関する研究協議会・中央説明会)において説明、成果の還元を行った。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、大学等の学生支援担当者への注意喚起を行うことができた。

	3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・関係会議の場における周知を継続して行うなど、今後も引き続き各大学等への注意喚起を行う。 ・平成 23 年度以降、消費者教育に関する説明会の開催などを通じて、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施し、研究成果の還元を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 95 番	
具体的施策	大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 96 番	
具体的施策	それぞれの機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。
担当省庁等	消費者庁、公正取引委員会、金融庁、法務省、文部科学省、国民生活センター、金融広報中央委員会
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	別紙のとおり。
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	
平成22年度の具体的施策の実施状況	
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	
今後の取組方針(平成23年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も継続して、地域における消費者教育の推進を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 96 番	
具体的施策	担当省庁等、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。
担当省庁等	消費者庁、公正取引委員会、金融庁、法務省、文部科学省
実施時期	変更なし

担当部局・課・室名	消費者庁企画課	公正取引委員会官房総務課	金融庁総務企画局政策課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）			
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育用教材の作成・配布等、地域における消費者教育の推進を行う。 <p>〔参考指標〕</p> <p>教材の作成・配布状況</p>	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日出張事務所、消費者セミナー、中学生・高校生・大学生向け独占禁止法教室等を開催するなど、地域における消費者教育を推進し、消費者教育用教材の作成・配布を行う。 <p>〔参考指標〕</p> <p>教材の作成・配布状況、出前講座の実施状況・受講後の満足度（アンケート）、講師派遣実績</p>	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融経済教育の観点から、パンフレット（未公開株取引問題等）を作成、配布し、活用状況等のアンケートを実施するなど、地域における金融経済教育の推進を行う。 <p>〔参考指標〕</p> <p>関係省庁等における取組状況（教材の作成・配布状況、出前講座の実施状況、講師派遣実績）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 5 月に、「高齢者の消費者トラブル 見守りガイドブック」を 226,000 部印刷して、地方公共団体、高齢者福祉関係団体等に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度においては、一日出張事務所 4 回、消費者セミナー 38 回、独占禁止法教室 82 回（大学 46 回、高校 8 回、中学校 28 回）を開催した。 ・また、消費者教育用教材「私たちの暮らしと独占禁止法の関わり」等を作成・改定し、消費者セミナー及び独占禁止法教室の出席者に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 12 月、未公開株取引問題等に関するパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、都道府県等関係団体へ配付するとともに要望部数調査等を実施し、要望があった先に希望部数を配付した（約 52 万部）。 ・全国の財務局等へ事務連絡を發出し、同パンフレットを利用した講演会等の積極的な実施を依頼した。 ・地域で開催される講座等へ、全国の財務局や財務事務所から講師を派遣し、金融経済教育に係る出前講座等を実施した（649 回）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者の消費者トラブル 見守りガイドブック」を 226,000 部印刷して、地方公共団体、高齢者福祉関係団体等に配布するなど、工程表に従った取組を実施することができた。 ・この他、地方公共団体等が地方の実情に応じた教育を実施する際に当該教材をリバイスして活用する申し出があるなど、地域における消費者教育の推進に寄与している。 ・このように、地域における消費者教育を効果的かつ効率的に進めることが出来た。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・地方事務所の所在地以外でも一日出張事務所や消費者セミナー、独占禁止法教室等を積極的に開催したことにより、地域における消費者教育を推進することができた。 ・消費者教育をより推進するために改定を行った消費者教育用教材を配布するなど、工程表に従った取組を実施することができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度から一日出張事務所及び消費者セミナーを新たに開催し、独占禁止法教室開催回数については平成 21 年度の実績 47 回を大幅に上回るなど、積極的に消費者教育の推進を行った。 ・消費者セミナーや独占禁止法教室等の参加者の満足度や理解度に関するアンケート結果では、内容等について、おおむね、良い感想を得ている。 3. 上記以外の評価 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの配付について、約 52 万部配付したほか、活用状況アンケートにより、住民への配付や出前講座などで有効に活用されていることを確認した。また、地域で開催される講座等へ 649 回の講師派遣を行った。 ・以上のように、工程表に従った取組を実施することができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価

担当部局・課・室名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課	国民生活センター
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）			
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法教育用教材の配布 ・出前授業の実施 <p>〔参考指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前授業の実施状況 	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育用教材の作成・配布等、地域における消費者教育の推進を行う。 <p>〔参考指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 教材の作成・配布状況 	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題出前講座を実施する。 <p>〔参考指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 出前講座の実施状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省ホームページ上に、法教育に関する教材を公開した。 ・消費者の権利を含め、契約や司法の役割等について、107 回、7,136 名に対して法教育の出前授業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省で、各地域において消費者教育を推進する際の参考として、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を作成した（平成 23 年 3 月）。 ・文部科学省において、教育委員会の担当者等を対象に民間企業、NPO 等の多様な主体による消費者教育の実演、先進事例の紹介を行い、社会教育施設等地域における消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを開催した（平成 23 年 2 月 22～23 日開催）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題出前講座を 1,013 回実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表どおり施策を実施した。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価 	<ol style="list-style-type: none"> 1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・各地域において消費者教育を推進する際の参考となる「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の作成や、消費者教育フェスタを開催し、教育委員会の担当者等を対象に民間企業、NPO 等の多様な主体による消費者教育の実演、先進事例の紹介を行うことで、工程表に基づいた、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行った。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価 	<ol style="list-style-type: none"> 1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・高齢者・障がい者とその周りで支援する人等への消費者被害未然防止のための出前講座、および消費者問題に関する市民講師育成のための出前講座を 47 都道府県すべてで、計 1,013 回実施した。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価

担当部局・課・室名	金融広報中央委員会事務局
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <p>・教材・パンフレットの作成・配布、ビデオ貸し出し、講演会の開催、ボランティア講師(金融広報アドバイザー)の派遣【金融広報中央委員会及び都道府県金融広報委員会】</p> <p>〔参考指標〕</p> <p>教材の作成・配布状況、出前講座の実施状況・受講後の満足度(アンケート)、講師派遣実績</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・教材・パンフレットの作成・配布(30種、年間約40万部)、ビデオ貸し出し、講演会の開催(年間約30回)、ボランティア講師(金融広報アドバイザー)の派遣(年間約3,200回)【金融広報中央委員会及び都道府県金融広報委員会】</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1.平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>・平成 22 年度の当委員会及び都道府県金融広報委員会の活動方針に基づき、適切に実施している。</p> <p>2.過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>・平成 22 年度は上記のとおり従来に匹敵する具体的な施策を実施した。とりわけ、広報誌掲載記事等において、消費者トラブルの被害に遭いやすい高齢者向けの活動を重視して展開した。</p> <p>3.上記以外の評価</p>

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 97 番	
具体的施策	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。
担当省庁等	消費者庁、文部科学省
実施時期	平成22年度中に検討し、次年度以降に成果を活用します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成22年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の際の役割分担や取組手法の検討を行う。 <p>2. 上記1以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の場を創設する。 <p>〔参考指標〕 参画・連携機関数</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等の多様な主体をメンバーとする「消費者教育推進会議」(前掲：施策番号87)において、消費者教育を推進するための連携の方法について協議した。 <p>【消費者教育推進会議メンバー】</p> <p>会長：内閣府副大臣 副会長：文部科学大臣政務官 委員：消費者団体・NPO、学識経験者、事業者団体、教育関係者、労働関係等(17名)</p> <p>行政委員・幹事：15府省庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の場のモデルケースとして、多様な主体の参画による「消費者・市民教育モデル事業」を実施するための実行委員会に参画した。(消費者団体・NPO、企業・事業者団体、教育関係団体、金融関係団体、労働関係団体、政府が参画している。) ・文部科学省において、主催事業「消費者教育フェスタ」の一環として、「消費者・市民教育モデル事業」を実施し、連携の際の役割分担や取組手法の試行を行った。当該事業においては、教育委員会の担当者等を対象に民間企業、NPO等の多様な主体による消費者教育の実演、先進事例の紹介を行うことで、連携を促した。また、当該事業の実施にあたって、文部科学省は実行委員会幹事として、企業、NPO等の各主体間の調整等を行った。(40団体が実演・展示を実施。参加者は2日間で延べ661名。)
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり、消費者教育推進会議において、消費者教育を行う多様な主体(学校、民間団体等)の連携方策について協議を行っているところであり、工程表に沿った取組を行うことができた。 このように、有効かつ効率的に多様な主体による消費者教育の推進を進めることができた。 <p>2. 上記1以外の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の場のモデルケースとして、多様な主体の参画による「消費者・市

	<p>民教育モデル事業」を実施するための実行委員会に参画し、次年度以降の連携に向けた役割分担や取組手法の試行を行っているところである。</p> <p>また、文部科学省においては、主催事業の一部として実際に多様な主体の連携の場を創設し、教育委員会の担当者等を対象に民間企業、NPO等の多様な主体による消費者教育の実演、先進事例の紹介を行った。</p> <p>3．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>4．上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・消費者教育推進会議のその取りまとめ内容について、周知を行うなど、継続して、多様な主体の連携による消費者教育を推進することに資する施策を進めていく。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 97 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み（注 97）。 継続的に実施します。

（注 97）平成 22 年 11 月より消費者教育推進会議を開催。関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育普及のためのイベントを開催（平成 23 年 2 月）

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 98 番	
具体的施策	社会教育主事に対する研修の実施や社会教育における効果的な内容・手法に関する調査研究を実施すること等を通じて、公民館等の社会教育施設における消費者教育の推進を図ります。
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国 6 箇所で消費者教育の試行的実施による効果検証を行い、効果的な内容・方法を調査し、その結果を指針作成の際に反映させるとともに、研究協議会の開催等により成果の還元を図る。 <p>〔参考指標〕</p> <p>指針の配布状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育主事の資格付与講習や社会教育主事に対する研修・講座において、消費者教育に関する講義を実施する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>講習や研修・講座等の開催回数、受講人数、受講後の満足度(アンケート)</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全国 6 地域で消費者教育の試行的実施による効果検証を行い、効果的な消費者教育の内容・方法を検証し、その結果を「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の作成の際に反映させた。また、消費者教育フェスタ(消費者教育に関する研究協議会・中央説明会)を開催し、成果の還元を図った(386 人参加)。 ・全国 14 会場で社会教育主事講習を実施し、消費者教育に関する講義を実施した(871 名参加)。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国 6 地域で消費者教育の試行的実施による効果検証を行い、効果的な消費者教育の内容・方法を検証し、その結果を「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の作成の際に反映させた。また、消費者教育フェスタ(消費者教育に関する研究協議会・中央説明会)を開催し、成果の還元を図り、工程表に沿った取組を実施することができた。 ・全国 14 会場で実施した社会教育主事講習の受講者数は 871 名で、21 年度の 754 名を上回った。また、受講者に対するアンケート調査では、90%以上が消費者教育の受講に関して良かったと回答しており、理由としては、新たな発見があったが 41%で最も多かった。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針(平成 23 年度を含む) 「消費者基本計画」の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、社会教育主事への研修や、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施し、社会教育施設における消費者教育の推進を図る。

しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 98 番	
具体的施策	社会教育主事に対する研修の実施や大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を通じて、公民館等の社会教育施設における消費者教育の推進を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 99 番	
具体的施策	日本司法支援センターにおける協議会の開催等を通じ、消費生活センターをはじめ、消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会を開催するなどして、より緊密な連携・協力関係の構築に努め、速やかに法的トラブルの解決を図ります。
担当省庁等	法務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	総合法律支援法第7条
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成22年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に実施 <p>2. 上記1以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的トラブルの解決に資する地方協議会を開催し、より緊密な連携・協力関係の構築に努める。 <p>〔参考指標〕</p> <p>地方事務所における地方協議会の開催状況及び関係機関・団体等の連携協力関係の構築状況</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法的トラブルの解決に資する地方協議会を、年1回以上、全国の各地方事務所において開催した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に実施している。 <p>2. 上記1以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は、全国の各地方事務所において、年1回以上の地方協議会を開催し、関係機関に対して日本司法支援センターの事業概要について周知するとともに、関係機関との意見交換を実施するなど、より緊密な連携・協力関係の構築に努めた。なお、地方協議会には、消費者問題を取り扱う機関が必ず参加している(同一の地方事務所でも複数回の地方協議会を実施している場合は、いずれかの地方協議会に、消費者問題を取り扱う機関が参加している。) <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度においては、関係機関とのより円滑な協力体制の構築等に資するため、地方協議会に参加した関係機関に対し、日本司法支援センターに対する要望や地方協議会の内容等に関するアンケート調査を実施するなど、より緊密な連携・協力関係の構築に努めた。 <p>4. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針(平成23年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全国の各地方事務所等における消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会を開催するほか、法テラス・サポートダイヤルに寄せられた事故情報の「事故情報データバンクシステム」への登録を行うなどして、関係機関・団体との緊密な連携・協力関係の構築に努め、速やかに法的トラブルの解決を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 99 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 100 番	
具体的施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に関する最新の手口や発生状況について、ウェブサイト、防犯講話等により若年者、自営業者等の被害者層への情報提供・注意喚起を的確に行います。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・被害者層への情報提供・注意喚起を的確に行う。 〔参考指標〕 ウェブサイト、防犯講話等による情報提供・注意喚起の実施状況、関係機関・団体との意見交換会等の開催状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・警察庁及び全都道府県警察のウェブサイトにおいて、融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に関する最新の手口や発生状況について情報提供・注意喚起を的確に行った。 ・平成 22 年中、全都道府県警察で防犯講話を計 39,620 回実施して被害者層への注意喚起を的確に行った。 ・平成 22 年 7 月「振り込め詐欺の撲滅に向けた官民連絡会議」を警察庁で開催し、今後も官民一体となった注意喚起を継続していくことを確認した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・警察庁及び全都道府県警察のウェブサイトにおいて、融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に関する最新の手口や発生状況について情報提供・注意喚起するなどにより、工程表に従った取組を実施することができた。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 ・被害者層への注意喚起を的確に実施した結果、平成 22 年中の融資保証金詐欺の認知件数は平成 21 年と比較して 75.7%減、架空請求詐欺は同 28.8%減と大幅に減少した。 3．上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・融資保証金詐欺や架空請求詐欺の被害を更に減少させるため、引き続き、ウェブサイトや防犯講話等による被害者層への情報提供・注意喚起を実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 100 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 101 番	
具体的施策	生活経済事犯について、国民が自主的に被害を回避できるよう、被害の発生状況に応じてウェブサイト、リーフレット等の各種媒体により生活経済事犯の発生・再発防止に向けた広報啓発活動を推進します。
担当省庁等	警察庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活経済対策管理官
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成22年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法、ヤミ金融等の生活経済事犯の被害の発生防止・再発防止に向けたリーフレットを作成する。 <p>2. 上記1以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活経済事犯の発生・再発防止に向けた広報啓発活動を行う。 <p>〔参考指標〕 各種リーフレットの配布部数、広報啓発活動の実施状況</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法事犯及びヤミ金融事犯の被害防止を呼びかける(社)全国消費生活相談員協会のリーフレット作成に協力した。 ・政府広報(ラジオ及びインターネットテレビ)を通じて、悪質商法事犯(利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯)の被害の未然防止のための広報啓発活動を実施した。 ・警察庁ウェブサイトにて知的財産権の保護と不正商品の排除に関する広報啓発用資料を掲載した。 ・不正商品対策協議会が作成した模倣品・海賊版撲滅に向けた広報啓発用ポスターを警察施設に掲示した。 ・不正商品対策協議会が主催した不正商品撲滅キャンペーンを後援し、当該キャンペーンに警察庁担当者を派遣して知的財産権の保護や不正商品の排除を訴えた。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法事犯及びヤミ金融事犯の被害防止を呼びかけるリーフレットの作成に協力し、(社)全国消費生活相談員協会を通じて全国の防犯協会へ同リーフレットを配布したほか、模倣品・海賊版の撲滅に向けた広報啓発用ポスターを警察施設に掲示するなど、生活経済事犯の被害防止のためのリーフレットを活用した広報啓発活動を実施した。 <p>2. 上記1以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報(ラジオ及びインターネットテレビ)を通じて、最近の悪質商法事犯(利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯)の現状を国民に伝え、この種事犯に係る被害の未然防止のための広報啓発活動を実施した。 <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は悪質商法及びヤミ金融の被害防止を呼びかけるリーフレットをそれぞれ約50万部作成・配布しており、前年と同規模の広報啓発活動を実施した。 <p>4. 上記以外の評価</p>

今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、生活経済事犯の情勢を踏まえた広報啓発活動を実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 101 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 102 番	
具体的施策	総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施します。
担当省庁等	総務省、文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局データ通信課、文部科学省生涯学習政策局参事官付
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施する。 〔参考指標〕 啓発講座の実施回数・参加者数
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を全国で 557 回実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施した。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 ・今年度は 557 回の開講数となり、昨年度の実績 624 回を下回った。 3．上記以外の評価 ・講座内容の充実を図るために、講師の学習用ビデオを作成し、講師のレベルアップに努めた。また、主に保護者及び教職員を対象としてきたが、要望が多かった児童生徒向け啓発講座のための講師用資料を作成し、児童生徒向けの講座を開始した。
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・e-ネットキャラバン推進について、総務省と文部科学省連名の依頼文を都道府県・指定都市に送り、小・中・高等学校をはじめ関係団体等への周知を依頼した。子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象としてきたが、児童生徒向けの啓発講座の実施についても周知を図り、継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 102 番	
具体的施策	総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒等を対象とした啓発講座を実施します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 103 番	
具体的施策	景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	不当景品類及び不当表示防止法 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14号
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>1.平成22年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体、地方自治体等が主催する景品表示法の説明会へ講師派遣するとともに、同法のパンフレットを広く配布する。 ・景品表示法に係る相談に応じるなど事業者、事業者団体における法令順守の取組を支援する。 <p>2.上記1以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法の普及・啓発を図り、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。 <p>〔参考指標〕 消費者団体等主催の説明会等への講師派遣回数・パンフレットの配布数</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度においては、消費者団体、地方自治体等が主催する景品表示法の説明会等に92回講師を派遣した。 ・また、平成22年度においては、景品表示法等を説明したパンフレットである「よくわかる景品表示法と公正競争規約」のパンフレットを3,529部配布したほか、消費者庁ホームページにこれらパンフレットのPDFファイルを掲載して閲覧に供した。 ・平成22年度においては、景品表示法に係る事業者等からの相談について16,772件対応した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1.平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法の普及・啓発を図り、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援することは、同法違反行為の消費者意識を喚起し、また、同法違反行為の未然防止を図る観点からも必要不可欠である。 ・消費者団体、地方自治体等が主催する景品表示法の説明会等に講師派遣を実施したこと、景品表示法パンフレットを配布、また、消費者庁ホームページに掲載して閲覧に供したことにより、消費者や事業者等が景品表示法の理解を深めるのに資する有効な景品表示法についての普及・啓発が図られた。 ・景品表示法に係る事業者等からの相談に対応することで、事業者等における景品表示法の遵守に有効な支援を行った。 <p>2.上記1以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども霞が関見学デー」において、景品表示法の規定に基づく公正競争規約において定められている公正マークを取り上げたことにより、消費者の同マークに対する意識の向上が有効的に図られた。 <p>3.過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度においては、景品表示法の説明会への講師派遣を93回行っ

	<p>ているところ、平成 22 年度においても、92 回の講師派遣を行っており、前年度と同程度、講師派遣により有効に景品表示法についての普及・啓発が図られた。</p> <p>・消費者庁ホームページにおける景品表示法の運用に関する Q&A の充実を図ったことなどにより、平成 21 年度においては、19,121 件寄せられた景品表示法に係る事業者等からの相談が、平成 22 年度においては、16,772 件であった。</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>
<p>今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<p>・引き続き、景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 103 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 104 番	
具体的施策	消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者等に関する情報提供の充実を図ります。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・リフォーム瑕疵保険に加入する事業者の検索サイト等の情報提供を通じて消費者の適正な選択を支援 〔参考指標〕 ウェブサイトへの掲載状況、消費者向け講習会での情報提供件数
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の事業者選びの参考とするため、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページにおいて、全保険法人に登録されたリフォーム事業者を検索できるサイトを開設した。 ・アクセス数：272,200件(H22.7～H23.3) ・消費者の事業者選びの参考とするため、原則としてリフォーム工事についてリフォーム瑕疵保険への加入を要件とするなど消費者保護に十分に配慮されたリフォーム事業者選択支援サイトを開設した。 ・リフォーム事業者選択支援サイトの採択実績：2事業者 ・全国各地のホームセンター、家電量販店、家具量販店、百貨店、ドラッグストア等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベントにおいて、検索サイトの紹介を行った。 ・イベント開催回数：91回(平成22年度) ・参加人数：6,099人(平成22年度) ・リフォーム支援制度を紹介したガイドブックで検索サイト及びリフォーム事業者選択支援サイトについて消費者に周知した。 ・配布部数：588,467部(平成22年6月～平成23年3月)
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に定められた事項はすべて実施。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 (平成22年度の新規施策) 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者や中古住宅流通等に関する情報提供の充実を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 104 番	
具体的施策	消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者や中古住宅流通等に関する情報提供の充実を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 105 番	
具体的施策	国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進します。
担当省庁等	消費者庁、内閣府、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(食育推進担当)、食品安全委員会事務局勸告広報課、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室、農林水産省消費・安全局消費者情報官
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	食育基本法(平成17年法律第63号)第25条第1項
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・食品の安全性・栄養・食習慣などについての正確な情報提供等の推進 〔参考指標〕 食育に関心を持っている国民の割合
平成22年度の具体的施策の実施状況	「食育月間」(6月)に、関係府省庁が連携して以下の取組を実施するなど食品の安全性・栄養・食習慣などについての正確な情報提供等の取組を実施した。 【消費者庁】 ・第5回食育推進全国大会における食品表示に関するパンフレットの配布を通じた普及啓発 【内閣府】 ・第5回食育推進全国大会の開催(佐賀県:平成22年6月12日、13日) ・政府広報、ホームページによるPR等の広報媒体を通じた普及啓発 【食品安全委員会】 ・ホームページ等による情報提供 【文部科学省】 ・ホームページによるPR等の広報媒体を通じた普及啓発 【厚生労働省】 ・関係団体等を通じた普及啓発 ・ホームページによるPR等の広報媒体を通じた普及啓発 【農林水産省】 ・本省及び地方農政局等の「消費者の部屋」特別展示の実施 ・出前授業、公開講座、農作業体験等を行う団体に対する支援 ・ホームページによるPR等の広報媒体を通じた普及啓発 ・地域における食育活動への支援を通じた情報提供
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 上記のとおり、「食育月間」中に各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施し、また、様々な主体相互が積極的な連携を図ることで、効率的な情報提供等の推進を行うことができた。

	<p>2．過去の実績との比較を踏まえた評価 食育に関心を持っている国民の割合については、平成 21 年度は 71.7%であったが、平成 22 年度は 70.5%となり、引き続き取組が必要である。</p> <p>3．上記以外の評価</p>
<p>今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<p>・引き続き、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 105 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 106 番	
具体的施策	地域の高齢者に身近な地域包括支援センターが、消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行い、消費者被害の防止に取り組みます。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省老健局高齢者支援課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・高齢者の消費者被害を防止するため、地域包括支援センターが、市町村の消費生活センター等と高齢者の消費者被害に関する情報交換を行うこと等について、平成23年2月22日に開催予定の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を通じて周知・指導を行う。
平成22年度の具体的施策の実施状況	・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(平成23年2月22日開催)において、以下の項目の周知を行った。 地域包括支援センターが、高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者から消費者被害について相談があった場合、その区域を担当する消費生活センター等と連携して対応することが重要であること。 消費者基本計画において、実施すべき施策の一つとして、高齢者の消費者被害の防止が位置づけられていること。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・高齢者の消費者被害を防止するため、地域包括支援センターが、市町村の消費生活センター等と高齢者の消費者被害に関する情報交換を行うこと等について、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を通じて周知・指導を行った。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・自治体等から、消費者保護の専門職種がない地域包括支援センターでは、消費者被害の防止について中心機関として取り組むことは困難であるといった指摘があった。 ・また、多方面から今後更に増加する認知症の高齢者を中心として、高齢者の権利擁護のため、より実効性がある施策を行うよう指摘されたところである。 ・これを受けて、高齢者の権利擁護の推進を図るため、市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や市民後見人の養成等を行う市民後見推進事業、及び都道府県による市町村の市民後見の取組のバックアップや相談体制の整備を行う高齢者権利擁護等推進事業が積極的に実施されるよう、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等において、都道府県等に事業の周知や取組事例の情報提供等を行う。
備考	根拠法令を追加 ・老人福祉法第32条

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 106 番	
具体的施策	市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や市民後見人の養成等を行う市民後見推進事業、及び都道府県による市町村の市民後見の取組のバックアップや相談体制の整備を行う高齢者権利擁護等推進事業の実施等により、高齢者の権利擁護の推進を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 107 番	
具体的施策	介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー）に対する研修において、成年後見制度等の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図ります。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。（各自治体等が年に1回以上研修を開催しています。）
担当部局・課・室名	厚生労働省老健局振興課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成18年6月15日老発0615001号） 介護員養成研修の取扱細則について（平成18年6月20日老振発0620001号）
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・介護支援専門員及び訪問介護員の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識を向上させる。 〔参考指標〕 受講人数
平成22年度の具体的施策の実施状況	・各都道府県において研修を継続的に実施している （実施状況については今後把握する予定）
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・各都道府県において、介護支援専門員及び訪問介護員の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の向上を含む、研修を継続的に実施した。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も引き続き、各都道府県において研修を実施していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 107 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 108 番	
具体的施策	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、内閣府、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努める。 ・平成22年3月末現在の各府省庁等の現況を把握。関係省庁に対し、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるように依頼。(消費者庁) 〔参考指標〕 生活者・消費者を代表する委員の選任状況
平成22年度の具体的施策の実施状況	・生活者・消費者代表の委員が増加した審議会数：7 【総務省】 年金業務監視委員会 【農林水産省】 食料・農業・農村政策審議会、独立行政法人評価委員会、農林漁業保険審査会、獣医事審議会、林政審議会 【経済産業省】 計量行政審議会 (選任状況の詳細は別表のとおり。) ・消費者庁において、各府省庁等の現況を把握するとともに、審議会を有する府省庁等に対して、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるよう文書で依頼した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・7つの審議会(3省)において、生活者・消費者代表の委員を増加させており、審議会委員に生活者・消費者を代表する委員を選任することにより、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映するという施策の趣旨に沿った取組を進めることができた。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き関係府省庁においては、審議会委員の選任に当たって、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めることとする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 108 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【参考資料：施策番号108番の別表】

「審議会等」における「生活者・消費者を代表する委員」の選任状況【平成23年3月31日時点】

(注1)「審議会等」とは、国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づき国の審議会等である。
 (注2)平成22年度中に活動のない(停止中の)審議会は記載していない。
 (注3)審議会の本(親)委員会の状況について示したものを、したがって、当該審議会の「分科会」、「専門委員会」等は含まれていない。

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任にじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
内閣府	民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等活用事業推進室	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第21条	9 (9)	0 (0)	無	民間資金等活用事業推進委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	官民競争入札等監理委員会	内閣府官民競争入札等監理委員会事務局	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第37条	12 (12)	0 (0)	無	官民競争入札等監理委員会は、国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	食品安全委員会	食品安全委員会事務局総務課	食品安全基本法第22条	7 (7)	0 (0)	有	食品安全委員会は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正な立場から食品の安全性についてリスク評価を実施するなどの役割を担っており、利害調整を行う場ではないため、食品安全委員会委員に「生活者・消費者」という立場を代表する者を任命することは適切ではない。 なお、食品安全委員会に設置されている企画専門調査会には、消費者代表の専門委員も任命されており、食品安全委員会の運営等に関しては、消費者の立場に立った意見も反映されているところ。また、食品健康影響評価に関する専門調査会における結論について、原則として、国民からの意見募集を行うなど、リスクコミュニケーションを実施しているところ。このように、可能な範囲で、消費者の意見への配慮も行っている。
	内閣府独立行政法人評価委員会	大臣官房政策評価広報課	独立行政法人通則法第12条、内閣府設置法第37条	14 (14)	2 (2)	有	
	公文書管理委員会	大臣官房公文書管理課	公文書管理法第28条	7	0	無	公文書管理委員会は、公文書等の管理に関し、専門的・第三者的な見地から調査審議及び意見具申を行うことを目的とする審議会であるため、委員の属性を生活者・消費者代表という分類から選任することになじまない。 平成22年6月に設置された。
	中央障害者施策推進協議会	政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(障害者施策担当)	障害者基本法第24条	30 (30)	13 (13)	無	
	原子力委員会	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付 参事官(原子力担当)	原子力基本法第4条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	5 (5)	1 (1)	無	
	原子力安全委員会	原子力安全委員会事務局総務課	原子力基本法第4条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	5 (5)	0 (0)	有	原子力安全委員会は、根拠法令に基づき、原子力利用政策の規制に関することを審査、決定等することを目的とする委員会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	衆議院議員選挙区画定審議会	大臣官房 企画調整課	衆議院議員選挙区画定審議会設置法第1条	7 (7)	0 (0)	無	衆議院議員選挙区画定審議会は、必要があると認めるときに国勢調査の結果、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、選挙区の改定案を合理的に作成し、内閣総理大臣に勧告することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	統計委員会	大臣官房 統計委員会担当室	統計法第44条	13 (13)	0 (0)	無	統計委員会は、基幹統計の指定や匿名データの作成等に関する専門・技術的な審議を目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会事務局総務課	情報公開・個人情報保護審査会設置法	15 (15)	0 (0)	有	情報公開・個人情報保護審査会は、第三者的立場から、公正かつ中立的に調査審議を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。	

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	公益認定等委員会	公益認定等委員会事務局	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第32条	7 (7)	0 (0)	無	委員の任命について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第35条において、委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関して公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人の活動に関して識見有する者のうち、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものと定められているため。
	沖縄振興審議会	政策統括官(沖縄政策担当)付 参事官 (企画担当)	沖縄振興特別措置法第111条	20 (20)	0 (0)	有	沖縄振興審議会は沖縄の振興に関して調査、審議を行っているが、その中では、県民生活の向上が大きな目的の一つとなっており、既に生活者・消費者の視点を含むものである。
	消費者委員会	消費者委員会事務局	消費者庁及び消費者委員会設置法	9 (10)	9 (10)	無	
金融庁	金融審議会	総務企画局 企画課	金融庁設置法第6条	16 (27)	3 (3)	有	今後設立予定であるWGのメンバーの選任についても、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めたい。
	証券取引等監視委員会	証券取引等監視委員会事務局総務課	金融庁設置法第6条	3 (3)	-	有	委員長、委員は国会同意人事であることから、その選任について、監視委事務局として回答する立場にない。
	自動車損害賠償責任保険審議会	監督局保険課	自動車損害賠償保障法第31条 設置	19 (18)	6 (6)	有	
	公認会計士・監査審査会	公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室	公認会計士法第35条	10 (10)	-	有	会長及び委員は国会同意人事であることから、その選任について、公認会計士監査審査会事務局として回答する立場にない。
	金融機能強化審査会	監督局 総務課	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第48条	5 (5)	0 (0)	有	金融機能強化審査会(以下「審査会」)の委員については、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第49条第2項により「金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する」と規定されている。これは、審査会が、最終的な資本参加の判断を行う内閣総理大臣に対して、金融機関等より提出された経営強化計画に関して、収益等の数値目標やその裏付けとなるビジネスプラン等の妥当性や実現可能性について、専門的、客観的な見地から意見を述べる等の役割を期待されているためである。審査会の委員は、これらの役割を果たしうる有識者から選任しているところ。
	企業会計審議会	総務企画局 企業開示課	金融庁組織令第24条	19 (20)	0 (0)	有	生活者・消費者は直接の利害関係者に当たらないため。
総務省	地方財政審議会	自治財政局 財政課 (地方公務員共済組合分科会は総務省自治行政局公務員部福利課が、固定資産評価分科会は総務省自治税務局固定資産税課が担当課となる。)	総務省設置法第8条	5 (5)	0 (0)	無	地方財政審議会は、地方交付税、地方譲与税、地方債、地方財政計画等に関し、法令によりその権限に属させられた事項を処理すること等を目的として設置されている。 上記の活動内容に鑑みれば、委員には地方自治に関して優れた識見を有することが求められており、総務省設置法にその旨が規定されていることから、生活者・消費者代表の選任にはなじまない。 <参考> 総務省設置法(平成十一年七月十六日法律第九十一号)(抄) (委員の任命) 第十二条 委員は、地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。 2 前項の委員のうちには、次に掲げる者を含まなければならない。 一 全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人 二 全国の市長及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人 三 全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	国地方係争処理委員会	自治行政局 行政課	地方自治法第250条の7	5 (5)	0 (0)	無	国地方係争処理委員会は、国の関与の適法性等を審査し、具体的な国と地方の係争を処理することを任務とすることから、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	電気通信事業紛争処理委員会	電気通信事業紛争処理委員会事務局	電気通信事業法第144条	5 (5)	0 (0)	有	電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業者間の接続等に関する紛争を処理する専門的組織であり、委員の任命は電気通信事業法第147条に「電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。旨規定されていることから、生活者・消費者代表の選任にはなじまない。
	電波監理審議会	総合通信基盤局 総務課	電波法第99条の2(放送法、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送の運営の規正に関する法律及び電気通信役務利用放送法)	5 (5)	1 (1)	有	
	独立行政法人評価委員会	大臣官房 政策評価広報課	独立行政法人通則法第12条、総務省設置法第8条	15 (15)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、総務省所管の独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行うことを目的とする委員会であり、生活者・消費者の利益にかかるテーマは審議しないため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	退職手当・恩給審査会	人事・恩給局 総務課	総務省設置法第8条	16 (16)	0 (0)	有	退職手当・恩給審査会は、国家公務員等に対する退職手当の支給制限等の処分に関する審査及び恩給の審査請求の裁決に係る審査等を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	年金業務監視委員会	行政評価局 総務課	総務省組織令附則第20条	7 (6)	1 (0)	無	
	政策評価・独立行政法人評価委員会	行政評価局 総務課	総務省組織令第121条	7 (7)	0 (0)	有	委員は、政策評価及び独立行政法人の評価に関して専門的知見を有する者や、財界人として組織の再編、経営の効率性の向上等に関して豊かな経験と卓越した見識を有する者から選任している。
	年金記録確認中央第三者委員会	行政評価局 行政相談課	総務省組織令附則第22条	25 (25)	0 (0)	無	年金記録確認中央第三者委員会は、年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に記録がなく、御本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務としており、委員については、専門性及び識見の高い法曹関係者や年金実務に精通した者などから選任することとしているため、生活者・消費者代表の委員の選任にはなじまない。
	情報通信審議会	情報通信国際戦略局情報通信政策課 管理室	総務省組織令第121条	30 (30)	2	有	
	情報通信行政・郵政行政審議会	情報流通行政局 総務課	総務省組織令第121条	27 (27)	2 (2)	無	情報通信行政・郵政行政審議会の委員の人選にあたっては閣議決定等に基づき、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡な構成になるよう留意し、学会、経済界、言論・評論界、利用者・労働界等、国民各階層からの幅広い意見を代表できるよう配慮している。
消防庁	消防審議会	消防庁総務課	総務省組織令第151条	13 (13)	1 (1)	無	
法務省	司法試験委員会	大臣官房人事課	司法試験法第12条第1項	7 (7)	0 (0)	無	司法試験委員会は、司法試験及び予備試験を行うことを主たる目的とする審議会等であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	検察官適格審査会	大臣官房人事課	検察庁法第23条	11 (11)	0 (0)	有	検察官適格審査会は、検察官の適格性に関する審査を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任にじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	中央更生保護審査会	保護局総務課	更生保護法第4条	5 (5)	0 (0)	有	中央更生保護審査会は、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出をすること等を目的とする審査会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	日本司法支援センター評価委員会	大臣官房司法法制部司法法制課	総合法律支援法第19条第1項	10 (10)	1 (1)	有	
	法制審議会	大臣官房司法法制部司法法制課	法務省組織令第57条	20 (19)	1 (1)	有	
	検察官・公証人特別任用等審査会	大臣官房人事課	検察庁法第18条、公証人法第13条ノ2、法務省組織令第57条	11 (11)	0 (0)	有	検察官・公証人特別任用等審査会は、副検事の選考及び検察官特別考試に関する事項を処理すること並びに公証人の選考及び公証人法に規定する議決に関する事項を処理することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
外務省	独立行政法人評価委員会	大臣官房総務課考査・政策評価官室	独立行政法人通則法第12条	12 (12)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価に関することなどを扱うものであり、所管の独立行政法人の業務の性質上も、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	外務人事審議会	大臣官房人事課	外務省組織令第90条	7 (4)	0 (0)	有	外務人事審議会は、外務公務員の人事管理にあたる諮問・報告機関であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
財務省	財政制度等審議会	主計局調査課	財務省設置法第6条	22 (29)	0 (0)	有	財政制度等審議会は、国の予算、決算及び会計の制度、国家公務員共済組合の制度に関する重要事項を調査審議すること等を目的とする審議会であるため、委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	関税・外国為替等審議会	関税局関税課・国際局調査課	財務省設置法第6条	29 (28)	2 (2)	有	
	独立行政法人評価委員会	大臣官房文書課政策評価室	独立行政法人通則法第12条、財務省設置法第6条	20 (18)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、外部有識者による独法の年度等業務の実績に関する評価を行うことを目的とする審議会であるため、原則として委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	関税等不服審査会	関税局業務課	財務省組織令第65条	20 (20)	1 (1)	有	
国税庁	国税審議会	長官官房総務課、長官官房人事課、課税部酒税課	財務省設置法第21条	19 (17)	3 (3)	有	
文部科学省	科学技術・学術審議会	科学技術・学術政策局政策課	文部科学省設置法第6条	30 (30)	0 (0)	有	科学技術・学術審議会は、科学技術・学術の総合的な振興に関する重要事項を審議することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	宇宙開発委員会	研究開発局参事官(宇宙航空政策担当)付	文部科学省設置法第6条	5 (5)	0 (0)	有	宇宙開発委員会は、宇宙開発に関する長期的な計画などの重要事項を審議することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	国立大学法人評価委員会	高等教育局国立大学法人支援課国立大学法人評価委員会室	国立大学法人法第9条	20 (20)	0 (0)	無	国立大学法人評価委員会は、国立大学法人等の業務の実績に関する評価を実施することを目的とする委員会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	放射線審議会	科学技術・学術政策局原子力安全課	放射線障害防止の技術的基準に関する法律第4条	20 (20)	0 (0)	有	放射線審議会は、放射線障害の防止に関する技術的基準を科学的観点から斉一を図ることを目的に設置されており、委員は放射線障害の防止に関し学識経験のある者を任命することとなっている。(放射線障害防止の技術的基準に関する法律)。このため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	独立行政法人評価委員会	大臣官房政策課評価室	独立行政法人通則法第12条、文部科学省設置法第20条	24 (26)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	中央教育審議会	生涯学習政策局政策課	文部科学省組織令第85条	30 (30)	0 (0)	有	中央教育審議会は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成やスポーツの振興に関する重要事項等を調査審議することを所掌事務としており、委員は学識経験者から選任することとされている。このため、そもそも委員の属性を生活者・消費者の代表と分類することにはなじまない。
	教科用図書検定調査審議会	初等中等教育局教科書課	文部科学省組織令第85条	30 (30)	0 (0)	無	教科用図書を調査審議することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者と分類することになじまない。
	大学設置・学校法人審議会	高等教育局高等教育企画課大学設置室 高等教育局私学部私学行政課	文部科学省組織令第85条	29 (29)	0 (0)	有	大学設置・学校法人審議会は、大学等の設置等に係る審査を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	原子力損害賠償紛争審査会	研究開発局原子力課	原子力損害の賠償に関する法律第18条	0 (8)	0 (0)	無	平成22年8月4日をもって廃止
文化庁	文化審議会	長官官房政策課	文部科学省設置法第29条	29 (30)	0 (0)	有	文化審議会は、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議すること等を所掌事務としており、その委員は学識経験者から選任することとされている(文部科学省設置法、文化審議会令)。このため、そもそも委員の属性を生活者・消費者の代表と分類することにはなじまない。
	宗教法人審議会	文化部宗務課	宗教法人法第71条	20 (20)	0 (0)	有	宗教法人審議会は、文部科学大臣の諮問に応じて、所轄庁による宗教法人規則等の不認証や審査請求に対する裁決などについて処理し、及びこれに関連し留意すべき事項に関し文部科学大臣に意見を述べることを所掌事務としており、その委員は宗教家及び学識経験がある者のうちから選任することとされている(宗教法人法第72条第2項)。このため、そもそも委員の属性を生活者・消費者の代表と分類することにはなじまない。
厚生労働省	社会保障審議会	政策統括官付社会保障担当参事官室	厚生労働省設置法第6条第1項	26 (25)	2 (2)	有	
	厚生科学審議会	大臣官房厚生科学課	厚生労働省設置法第6条第1項	28 (28)	1 (1)	無	
	労働政策審議会	政策統括官労働政策担当参事官室	厚生労働省設置法第6条第1項	30 (30)	0 (0)	無	労働政策審議会は、使用者代表、労働者代表、公益代表の委員が集い総合的な労働政策を審議することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	医道審議会	医政局医事課	厚生労働省設置法第6条第1項	30 (30)	0 (0)	有	医道審議会は、医療関係職種の資格・試験等に関する事項を処理することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	薬事・食品衛生審議会	医薬食品局総務課	厚生労働省設置法第11条第1項	30 (30)	3 (3)	有	
	独立行政法人評価委員会	政策統括官政策評価官室	独立行政法人通則法第12条、厚生労働省設置法第6条第2項	30 (30)	0 (0)	無	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価等を目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	がん対策推進協議会	健康局総務課がん対策推進室	がん対策基本法第19条	20 (20)	5 (5)	無	

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任にじまいない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	中央最低賃金審議会	労働基準局労働条件政策課賃金時間室	最低賃金法第20条	18 (18)	0 (0)	有	中央最低賃金審議会の委員については、法第22条の規定により、労働者代表委員、使用者代表委員及び学識経験者等である公益代表委員の同数をもって組織することとなっている。
	労働保険審査会	労働基準局総務課	労働保険審査官及び労働保険審査会法	9 (9)	0 (0)	有	労働保険審査会の委員は、法第27条の規定により、人格が高潔であって労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから任命されることとなっている。
	中央社会保険医療協議会	保険局医療課	社会保険医療協議会法第1条第1項	20 (20)	1 (1)	有	社会保険医療協議会法三条第一項一号の委員七名(支払側代表)の内、一名が患者代表である。
	社会保険審査会	保険局 総務課社会保険審査会調整室	社会保険審査官及び社会保険審査会法第19条	6 (6)	0 (0)	有	社会保険審査会委員長及び委員は、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、任命するとされており、特定層から選定する仕組みとはなっていない。 なお、社会保険審査会の審理には、上記委員の他に、法律上、被保険者側の利益代表者等の意見が反映できるよう参与制度(大臣による指名)が設けられている。
	疾病・障害認定審査会	健康局総務課	厚生労働省組織令第132条	26 (27)	0 (0)	有	疾病や障害の認定、感染症にかかる不服申立てについては、極めて専門的かつ個別的審議内容に関わるものであるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	援護審査会	社会・援護局 援護課	厚生労働省組織令第132条	10 (10)	0 (0)	有	援護審査会は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金の受給権や不服申立てに係る審査を行うものであるが、具体的には、戦傷病者の障害の程度、戦没者と請求者との身分関係等について審議するものであり、極めて専門的かつ個別的審議に関わるものであることから、そもそも委員の属性を生活者、消費者代表と分類することになじまない。
農林水産省	食料・農業・農村政策審議会	大臣官房政策課	食料・農業・農村基本法第39条	22 (19)	4 (2)	有	
	独立行政法人評価委員会	大臣官房文書課	独立行政法人通則法第12条、農林水産省設置法第6条第2項	25 (26)	6 (4)	有	
	農林漁業保険審査会	経営局保険課	農業災害補償法第144条	20 (20)	1 (0)	有	
	農業資材審議会	消費・安全局 農産安全管理課	農林水産省設置法第6条及び第7条、農薬取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律、農業機械化促進法及び種苗法	26 (26)	4 (4)	無	
	獣医事審議会	消費・安全局 畜水産安全管理課	獣医師法第24条	20 (20)	3 (2)	有	
	農林物資規格調査会	消費・安全局 表示・規格課	農林水産省組織令第85条	0 (19)	0 (6)	無	
	林政審議会	林政部林政課	森林・林業基本法第29条	20 (21)	3 (0)	有	
	水産政策審議会	漁政部漁政課	水産基本法第35条	20 (20)	2 (2)	無	

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
経済産業省	産業構造審議会	経済産業政策局産業構造課	経済産業省設置法第6条第1項	21 (20)	1 (1)	有	
	消費経済審議会	商務情報政策局商務流通グループ消費経済政策課	経済産業省設置法第6条第1項	8 (11)	5 (5)	有	
	日本工業標準調査会	産業技術環境局基準認証政策課	工業標準化法第3条第1項、経済産業省設置法第6条第2項	21 (23)	3 (4)	有	
	計量行政審議会	産業技術環境局知的基盤課計量行政室	計量法第156条第1項、経済産業省設置法第6条第2項	17 (13)	4 (0)	有	「生活者・消費者を代表する委員数」が平成22年3月31日時点でいなかったのは、任期が切れていたこと等によるもの。
	独立行政法人評価委員会	大臣官房政策評価広報課	独立行政法人通則法第12条第1項、経済産業省設置法第6条第2項	18 (20)	0 (0)	有	独立行政法人の評価委員会は、経済産業省所管の独立行政法人の業務の実績を評価することを目的とする委員会である。このため、本委員会の委員の選任に当たっては、経済産業政策について「学識経験のある者のうちから経済産業大臣が任命する」と規定しているところであり、委員の属性を生活者・消費者代表と分類し特定することはなじまないと考える。
	化学物質審議会	製造産業局化学物質管理課	経済産業省組織令第95条	11 (11)	1 (1)	有	
資源エネルギー庁	総合資源エネルギー調査会	総合政策課	経済産業省設置法第18条	23 (25)	4 (6)	有	
特許庁	工業所有権審議会	総務部 秘書課、総務課	経済産業省組織令第144条第1項	11 (11)	0 (0)	有	工業所有権審議会は、工業所有権を扱う高度な専門的知識を要する審議会であるため、委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
中小企業庁	中小企業政策審議会	事業環境部 企画課	中小企業基本法第26条、中小企業庁設置法第5条第1項	28 (29)	0 (0)	有	
国土交通省	国土審議会	国土計画局総務課	国土交通省設置法第6条	29 (29)	0 (0)	有	当審議会を構成する委員は、院からの指名により任命される国会議員と、学識経験を有する者を任命することが法令上規定されている。これら委員の任命に当たっては、消費者代表等を含め広く国民の参画を想定しているところであるが、非常に広範な分野の内容や専門的事項を調査審議するという特性を有している反面、実質的な調査審議の場とするために人数的な制約があること等から、現在、消費者代表として参画している委員はいないところである。
	社会資本整備審議会	総合政策局総務課	国土交通省設置法第6条	26 (26)	0 (0)	有	社会資本整備審議会の調査審議事項は、社会資本整備のあり方、バリアフリー施策、地球温暖化対策から住宅政策、不動産投資市場のあり方までと多岐に渡っており、委員の任命にあたっては、各分野から幅広く人選を行っているところであるが、結果として消費者代表の方が存在しなかった。
	交通政策審議会	総合政策局総務課	国土交通省設置法第6条	26 (26)	0 (0)	有	交通政策審議会の調査審議事項は、交通政策のあり方、バリアフリー施策、地球温暖化対策から国際物流施策、技術施策までと多岐に渡っており、委員の任命にあたっては、各分野から幅広く人選を行っているところであるが、結果として消費者代表の方が存在しなかった。
	運輸審議会	運輸審議会	国土交通省設置法第6条	6 (6)	6 (6)	有	運輸審議会は、国土交通大臣が両議院の同意を得て任命する広い経験と高い識見を有する6人の委員で構成される合議制の機関である。個々の諮問事案の審議に当たっては、公平かつ合理的な審議を行っているところであり、当然に利用者(消費者)の目線での議論もなされている。
	中央建設工事紛争審査会	国土交通省総合政策局建設業課紛争調整官室	建設業法第25条	15 (15)	0 (0)	有	中央建設工事紛争審査会は、建設業法に基づき国土交通省に置かれている、準司法的機関(裁判外紛争解決(ADR)機関)であり、「建設工事の請負契約」に関する個別の民事紛争(瑕疵問題、請負代金不払い等)を、それぞれの分野の専門家により、簡易・迅速・妥当に解決することを目的としているため。

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	中央建設業審議会	総合政策局建設業課	建設業法第34条	20 (20)	0 (0)	有	中央建設業審議会は、建設工事の受注者及び発注者から中立的な機関である必要があるため、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者によって組織することとされており、委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	土地鑑定委員会	土地・水資源局地価調査課	地価公示法第12条	7 (7)	0 (0)	無	土地鑑定委員会は、標準地の正常な価格を判定・公示し、一般の土地の取引価格に対して指標を与えることを所掌とする委員会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	国土開発幹線自動車道建設会議	道路局総務課	国土開発幹線自動車道建設法	10 (10)	0 (0)	有	衆・参両院がそれぞれ指名する国会議員を除く委員(学識経験者)については、現在任命されていない。
	中央建築士審査会	住宅局建築指導課	建築士法第28条	10 (10)	0 (0)	有	当審査会の委員は、建築士のうちから国土交通大臣が任命することになっており、やむを得ない理由があるときは、学識経験者のうちから任命することができることになっている。
	独立行政法人評価委員会	政策統括官付政策評価官付	独立行政法人通則法第12条第1項、国土交通省設置法第6条第2項	27 (21)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価等を目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	奄美群島振興開発審議会	都市・地域整備局特別地域振興官付	奄美群島振興開発特別措置法第7条	9 (9)	0 (0)	有	奄美群島振興開発審議会は、法の規定により、鹿児島県知事、鹿児島県議会議長及び学識経験のある者につき、国土交通大臣が任命することとしており、委員について消費者・生活者の代表として任命するものではないが、奄美群島の振興開発に関する重要事項を調査、審議するにあたっては、群島住民の生活の向上が大きな目的の一つとなっており、既に生活者・消費者の視点を含むものである。
	小笠原諸島振興開発審議会	都市・地域整備局特別地域振興官付	小笠原諸島振興開発特別措置法第11条	13 (13)	0 (0)	無	小笠原諸島振興開発審議会は、法の規定により、学識経験のある者並びに地方公共団体の長及び議会の議長のうちから、国土交通大臣が任命することとしており、委員について消費者・生活者の代表として任命するものではないが、小笠原諸島の振興開発に関する重要事項を調査、審議するにあたっては、島民の生活の向上が大きな目的の一つとなっており、既に生活者・消費者の視点を含むものである。
環境省	中央環境審議会	環境省大臣官房総務課	環境基本法第41条	30 (30)	1 (1)	有	
	公害健康被害補償不服審査会	環境省総合環境政策局 環境保健部企画課	公害健康被害の補償等に関する法律第111条	6 (6)	0 (0)	有	審査請求の事件を取り扱うにあたっては、公害問題に関する識見に加え、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関する学識経験が求められるため
	独立行政法人評価委員会	環境省総合環境政策局総務課	独立行政法人通則法第12条第1項	14 (14)	1 (1)	無	
	臨時水俣病認定審査会	環境保健部 企画課特殊疾病対策室	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法	10人以内 (10人以内)	0 (0)	無	水俣病の医学的・専門的な知見のある者を委員として、選任しており、生活者代表の選任になじまないため
防衛省	自衛隊員倫理審査会	防衛省 人事教育局 服務管理官	自衛隊員倫理法第10条	5 (5)	0 (0)	有	自衛隊員倫理法に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛大臣の事務を補佐することを目的とする審議会であるため、生活者・消費者を代表する委員を選任することに馴染まない。
	防衛施設中央審議会	防衛省 大臣官房 文書課	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第30条	7 (7)	0 (0)	無	駐留軍特措法に基づき設置された、防衛大臣が代行決裁を行う場合の議決、防衛大臣の諮問事項(返還、損失補償等に係る異議申立)に応ずる審議及び連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金支給に係る不服申立について防衛大臣の諮問に応ずることを目的として、外交安保、憲法及び民法等各専門分野について、弁護士、大学教授等学識経験者から選任しており、会の趣旨から生活者・消費者を代表する委員を選任することに馴染まない。また、本審議会委員は、駐留軍特措法31条2において、学識経験のある者のうちから任命することとされている。

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任にじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	独立行政法人評価委員会	防衛省 大臣官房 企画評価課	独立行政法人通則法第12条第1項	5 (4)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務の実績に関する評価に関する事務を処理することを目的とする委員会であるため、そもそも生活者・消費者を代表する委員の選任に馴染まない。 また、防衛省独立行政法人評価委員会令(平成19年政令第2号)第2条において、委員は学識経験のある者のうちから任命することとされている。
	防衛人事審議会	防衛省 人事教育局 人事計画・補任課 給与課	防衛省組織令第43条の2第1項	16 (16)	0 (0)	有	自衛隊員の処遇等について、調査審議することを目的とする審議会であるため、そもそも生活者・消費者を代表する委員を選任することに馴染まない。
	防衛調達審議会	防衛省 経理装備局 監査課	防衛省組織令第43条の3	7 (7)	0 (0)	有	防衛調達審議会は、防衛調達の透明性・公正性の確保を目的として、弁護士・公認会計士・大学教授等から委員を選任しており、会の趣旨から生活者・消費者を代表する委員を選任することに馴染まない。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 109 番	
具体的施策	消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	別紙のとおり。
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	
平成22年度の具体的施策の実施状況	
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	
今後の取組方針(平成23年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備し、関係省庁が行う施策に反映させていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 109 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

担当部局・課・室名	消費者庁企画課、消費者情報課、地方協力課	食品安全委員会事務局勸告広報課	公正取引委員会官房総務課、審査局管理企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）			私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（第45条）
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施</p> <p>〔参考指標〕 実態を踏まえた体制整備の状況・消費者のアクセスのしやすさの状況（公益通報者保護制度相談ダイヤル及び個人情報保護法質問ダイヤルにおける情報・相談件数、消費者ホットラインの利用件数）</p>	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施</p> <p>〔参考指標〕 ・食の安全ダイヤルの相談件数</p>	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施</p> <p>〔参考指標〕 相談件数の推移、申告件数の推移</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・消費者庁における消費者からの情報・相談受付体制における実績は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護制度相談ダイヤル：約 93.8 件 / 月 ・個人情報保護法質問ダイヤル：約 305 件 / 月 ・消費者ホットラインの利用実績：約 19,373 件 / 月 <p>・その他、消費者庁が所管する法令に関する法解釈・情報提供についても常時対応した。</p> <p>・消費者庁から関係府省庁等に対して、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備に努めるよう文書で依頼した。</p>	<p>・食の安全ダイヤルにより消費者等からの情報・相談等に対応した。</p> <p>相談件数：約 86 件 / 月（平成 23 年 3 月末現在）</p>	<p>・消費者からの独占禁止法等に関する一般相談については、来訪や電話等による相談を継続して受け付け、適切に対応した。</p> <p>・独占禁止法違反被疑事実に関する情報提供については、電話や書面のほか電子申告を受け付ける体制を整備しているところ、平成 22 年度においては、10,769 件の報告（申告）が公正取引委員会に寄せられた。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり、各相談体制において適切に対応した。 ・また、ウェブサイトやリーフレット、説明会等において上記の体制を紹介して周知を図ることにより、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を進めることができた。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価 	<ol style="list-style-type: none"> 1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・消費者等からの情報・相談等に適切に対応した。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 ・月平均相談件数は前年（約 55 件 / 月）に比べ増加した。 3．上記以外の評価 	<ol style="list-style-type: none"> 1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・電子申告の受付等消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備することで、情報提供等について適切に対応することができた。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 ・官房総務課及び地方事務所等総務課で対応している一般相談の件数については、平成 21 年 9 月に景品表示法が消費者庁に移管されて以降減少傾向にはあるものの、独占禁止法等について一般的な説明を行い、相談内容に応じて担当課室へ情報提供するなど、継続して消費者からの相談に対応している。 ・平成 22 年度の申告件数は、平成 21 年度から減少したものの、10,769 件と高水準となっている。 3．上記以外の評価

担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課	金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）			
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民からの相談を受け付ける体制を整備する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>警察安全相談取扱件数</p>	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施 <p>〔参考指標〕</p> <p>金融サービス利用者からの相談等を一元的に受け付けている金融サービス利用者相談室にて受け付けた相談等の件数等</p>	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備 具体的には、電気通信サービスの利用者からのサービスの利用等に係る申告・相談に対し、「電気通信消費者相談センター」及び「地方総合通信局等」において申告・相談を受け付け、適切なアドバイスを実施する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>「電気通信消費者相談センター」及び「地方総合通信局等」において受け付けた申告・相談等の件数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・国民から寄せられた相談に円滑に対応することができるよう、警視庁及び各道府県警察本部に警察総合相談室を、警察署に警察安全相談窓口を、それぞれ設置し、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等を非常勤の警察安全相談員として配置するなど、相談受理体制を整備している。また、警視庁及び各道府県警察本部に警察相談専用電話が開設され、全国统一番号の「9110」番に電話を掛ければ、自動的に接続されるようになっており、相談について利便を図っている。 ・平成 22 年中の警察安全相談取扱件数は、1,398,989 件であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁における消費者からの情報・相談受付体制における受理実績は以下のとおり（平成 22 年 4 月から平成 22 年 12 月） ・金融サービス利用者相談室(大臣目安箱、貸金相談デスクを含む)：40,378 件 ・金融円滑化ホットライン：35 件 ・ディスクロージャー・ホットライン：50 件 ・証券取引等監視委員会の情報受付窓口：5,240 件 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信サービスの利用者からのサービスの利用等に係る申告・相談に対し、「電気通信消費者相談センター」及び「地方総合通信局等」において申告・相談を受け付け、適切なアドバイスを実施。 ・平成 22 年度の中申告・相談等の件数：8,421 件 ・夏休みを前に、電気通信サービスのトラブルにあわないようにするため、事例集と対処法を公表（平成 22 年 7 月 21 日）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・国民からの相談を受け付ける体制を整備した上、警視庁及び各道府県警察本部並びに警察署の相談窓口で取り扱った国民からの相談に対して、適切に対応した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・相談取扱件数は、前年に比べ 43,244 件増加(+3.2%)した。 3. 上記以外の評価 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり、各相談体制において適切に対応した。 ・また、ウェブサイトやリーフレットにおいて上記の体制を紹介して周知を図ることにより、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を進めることができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり、「電気通信消費者相談センター」及び「地方総合通信局等」において適切に対応。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 21 年度比 7.5%減。事例集の公表などにより、一定の効果があったものと評価。 3. 上記以外の評価

担当部局・課・室名	文部科学省大臣官房総務課法令審議室	厚生労働省政策統括官社会保障担当参事官室	農林水産省消費・安全局消費者情報官
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	消費者安全法第12条等		
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。</p> <p>〔参考指標〕 実態を踏まえた体制整備の状況</p>	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施</p> <p>〔参考指標〕 PIO-NET情報の省内共有件数</p>	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<p>・平成21年9月に都道府県教育委員会等に対して発出した事務連絡「消費者事故等の通知について」に基づき、消費者事故等に係る情報の迅速な伝達のための体制を整備している。</p>	<p>・地方自治体等の関係行政機関と連携して、消費者から寄せられた情報を共有し、適切に対応した。 ・国民生活センターを通じて寄せられた消費者からの情報・相談について、PIO-NETを活用して、省内で共有した。 平成22年度の省内共有件数は、32,274件</p>	<p>・消費者ニーズの的確な把握と積極的な情報提供等を行うため、本省及び地方組織に「消費者の部屋」や「消費者コーナー」を全国48箇所に設置し、消費者からの情報・相談を受け付ける窓口の体制を整備してきている。 ・また、子ども相談電話の設置や、口蹄疫発生時等の緊急時には、消費者からの口蹄疫に関する相談を専門に受け付ける体制を取るなど、相談対応の整備に努めている。</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1．平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・継続的に体制を整備している。</p> <p>2．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3．上記以外の評価</p>	<p>1．平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・現在の取組を継続して実施していく。</p> <p>2．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3．上記以外の評価</p>	<p>1．平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり、各相談窓口において、受け付けた相談に対して適切に対応した。 ・また、窓口機能だけでなく、「消費者の部屋」のウェブサイトを開設するなど、消費者へのわかりやすい情報提供に努めることで、食生活知識の向上に寄与。</p> <p>2．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3．上記以外の評価</p>

担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ 消費経済政策課	国土交通大臣官房広報課、監察官、 総合政策局安心生活政策課	環境省
根拠法令（具体的な条文 （条項など）も記載）			
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・国民からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施 〔参考指標〕 相談等件数の推移	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備 〔参考指標〕 実態を踏まえた体制整備の状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・経済産業省の本省及び各経済産業局並びに沖縄総合事務局経済産業部に消費者相談室を設置し、引き続き消費者からの当省所管物資、役務に係る各種相談や要望等について受け付けている。また、当省所管法律に係る解釈照会への対応を通じ個別トラブルに対し助言等を行っている。 ・消費者安全法に基づき、経済産業局も含めた省内原課及び消費者相談室に届いた消費者事故情報を、財産に関する消費者事故・生命身体に関する消費者事故に分類して収集したうえで消費者庁に通知し、当該情報・意見が消費者政策に集約されるよう努めている。	・国民からの情報・相談等に対応した。 ・ホットラインステーションへの問合せ：約 1,000 件/月	・消費者を含め国民の皆様から広く相談・提案を受け付けるため、ウェブサイト上で問い合わせ窓口「MOEメール」を設け、内容に応じて担当課室が対応する体制をとっている。 ・また、消費者と接点の深い家電エコポイント・住宅エコポイント事業については相談体制を整えている。 ・その他に、自動車リサイクル事業。動物愛護事業についても消費者と接点が深く、消費者からの相談に適宜担当室が対応している。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記に関し、受け付けた相談案件等に対して適切に対応した。 ・また、当該相談案件の全てを遅滞なく消費者庁に通知した。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価	1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・国民からの情報・相談等に対応した。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価	1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・消費者から寄せられた情報を的確に把握し、適切に対応した。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価